

周防大島町告示第9号

平成31年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月26日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成31年3月5日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

○3月6日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成31年3月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月5日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第8 議案第13号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第14号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第17号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第18号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第20号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第21号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第22号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条

例の一部改正について

- 日程第25 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第26 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第27 議案第32号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第33号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 不動産の買入れについて（周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地）（質疑・討論・採決）
- 日程第32 議案第37号 動産の買入れについて（平成30年度道の駅サザンセットとうわ販売所用厨房機器）（質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案の説明・行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第12号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第8 議案第13号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第14号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第15号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第16号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第19号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第20号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第21号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第3号）

- 日程第17 議案第22号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第26 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第27 議案第32号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第33号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第36号 不動産の買入れについて（周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地）（質疑・討論・採決）
- 日程第32 議案第37号 動産の買入れについて（平成30年度道の駅サザンセトとうわ販売所用厨房機器）（質疑・討論・採決）

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君

14番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

8番 松井 岑雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	近藤 晃君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	……………	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
税務課長	……………	藤本 倫夫君	社会教育課長	……………	藤井 郁男君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

松井議員から本日の会議に欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、砂田雅一議員、5番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る2月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月22日までの18日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月22日までの18日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般についてを御報告いたします。

規定に基づき、監査委員から月例現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告について提出されておりますので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望関係については、3件受理いたしました。

陳情第12号、全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しについて、意見書の提出を国に求めることについての陳情です。

陳情第13号、辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議の採択についての陳情であります。

陳情第14号は、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情であります。

これらの陳情については、2月28日に開催された議会運営委員会で取り扱いについてをお諮りし、議員配付としてお手元にお届けいたしております。

次に、系統議長会関係では、2月15日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成30年度歳入歳出補正予算と平成31年度歳入歳出予算並びに平成31年度事業計画について協議がなされました。

あわせて、山口県離島振興市町議会議長会の定例会も開催され、離島地域は地理的・自然的特殊事情に起因する制約を背景に、社会資本の整備や所得・生活面における格差が存在していることを踏まえ、離島振興のための諸施策を推進するよう、国並びに県等の関係機関・団体に対する陳情要望活動を行うとともに、市町相互の連絡調整を図りながら取り組んでいくことを承認いたしました。

そのほか、山口県町議会議長会で実施いたします各種研修事業につきましては、開催日程が決まり次第、議員各位に御案内を差し上げたいと存じます。

次に、柳井地区広域市町関係では、12月27日と2月27日に柳井地区広域消防組合議会が開催され、吉村議員、久保議員が出席されております。

また、12月27日には柳井地域広域水道企業団議会が開催され、昨年10月22日に発生した大島大橋への貨物船衝突事故に係る送水管破断事故に対する対応について、藤本議員、新田議員が出席されております。

さらに、来る3月26日にも柳井地域広域水道企業団議会が開催され、出席の上で審議される予定となっております。

続いて、町人会関係では、1月20日に開催された東京久賀倶楽部総会へ吉田議員が、3月2日に開催された東京たちばな会総会へ平野議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員とふるさとをつなぐ情報交換と親睦の和を広めるとともに、昨年いろいろ災禍に見舞われた周防大島に対する復興支援についてお願いさせていただき、それぞれの町人会の皆様から、ふるさとに対する熱い思いや激励をいただいたと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

また、今後、5月には東京大島ふるさと会が予定されております。この件につきましては、今期定例会最終日に議員派遣として御議決をいただく予定としておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．施政方針並びに議案の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに議案の説明・行政報告を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙な折、御参集を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

平成31年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案つきまして御審議をいただくにあたり、今後の町政運営に臨む私の基本的な考えの一端を申し述べさせていただきます、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

日本経済の現状につきましては、内閣府が発表いたしました2月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響とか、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるというような基調判断を行っているところでございます。

国におきましては、平成31年度予算編成の基本的な考え方として、引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、潜在成長率を高めるため、経済財政運営と改革の基本方針2018に基づき、一人一人の人材の質を高める人づくり革命と成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むということといたしております。

また、2019年10月1日に予定されている消費税の引き上げの対応では、引き上げ前後の消費を平準化するため、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調を維持する措置を講じるといたしております。

さらに平成31年度予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算とし、社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取り組みを継続するという方針のもと、計画に沿った予算編成にあたっては、国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせた見直しを進めるといたしております。

さて、平成30年度を顧みますと、周防大島町にとって大きな話題と試練の年であったと思っております。

7月には中国地方を中心に豪雨に見舞われ、本町におきましても住宅の全半壊、町道・農道にも大きな被害を受けました。

8月には町内に帰省中であった2歳の小さい子供が行方不明となり、3日目に無事に保護され、スーパーボランティアなる流行語も生まれたところでもあります。

9月には大阪からの逃走犯が本町に長期間滞在したことが判明し、周防大島町の人々はとても優しく人情味のある方ばかりで、また訪れたいとのコメントを残していましたが、ある種複雑な思いがした事件でもありました。

そして10月には大島大橋に外国船籍の大型貨物船が衝突し、水道送水管などを切断する事件が発生いたしました。町内ほぼ全域が断水し、約1万6,000人の生活が麻痺いたしました。大島大橋も大きく損壊し、一時は全面通行止めになるなど、通勤、通学、さらには物流も遮断さ

れ、住民に大きな影響を及ぼしましたが、11月27日には応急復旧により橋の交通規制が解除され、12月1日には断水も解消いたしました。大島大橋一本にライフラインを依存することが現実問題となったわけですが、このピンチをチャンスに、問題を課題克服のヒントとして総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

今後もまだまだ大きな課題が残っているわけでございます。例えば船責法に基づく申し立ての件など、これからの課題がたくさんありますが、これらにも適切に対応してまいりたいと考えております。

さて、平成31年度には、周防大島町が合併して15年の節目を迎えます。私自身も、平成20年11月に周防大島町の2代目の町長に就任以来、皆様方からの御支援を賜りながら町政を担わせていただき、既に10年を経過し、また、平成28年11月に3期目の御信任をいただきました今任期も折り返しを過ぎたところであります。

平成16年10月の大島郡4町の合併からこれまで、財政健全化を地方自治の第一の旨とし、専心、この課題に取り組み、行財政改革を推進してまいりました。そしてその成果をもとに、まずは住民の生活に密着した施策や施設の整備に、さらに地域の安全安心のための防災対策や定住に向けた子育て支援の充実等を図ってまいりました。

また、地域活力の創出を目指し、農業や漁業、豊かな自然、そして先人の築いた偉大な歴史を財産・資源として、観光交流人口100万人を目標に交流人口の拡大にも努めてまいったところであります。

さらには、そうした人や仕事の流れを定住へつないでいくことで、誰もが主役になれる町、幸せに暮らせる町づくりを実現していただけるとの思いから、住民の皆様、議員各位の御理解と御協力をいただきながら、職員とともに邁進してまいったところでございます。

一昨年は、長年の目標でありました観光交流人口100万人を達成したところでありますが、直面する一番の課題である人口の減少においては、誠に厳しい状況に変わりありません。そのため、これまでの子育て支援、教育環境や居住環境の充実といった対策に加え、全ての施策が定住につながるという信念のもとに、あらゆる取り組みを重ねていく必要があると考えております。

本町の財政状況につきましては、平成30年9月議会におきまして御認定をいただきました平成29年度の決算のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等につきましては早期健全化基準を下回っているものの、水準としてはまだまだ高く、また改善の状況も鈍化しつつあることに注意を払う必要があります。

さらに、町財政は主に地方交付税の動向に大きく影響されることから、財政構造の弾力化の指標となる経常収支比率においては実質的には悪化しているという状況にありまして、今後の人件費や公債費の減少要素も、他の経常的経費の増加要素へスライドしてしまうということを考慮す

れば、これからの財政運営には大変強い覚悟で臨まなければならないと考えております。

また、平成31年度は合併特例法による特例措置が終了する年度となります。これについては、既に平成27年度から段階的に減少しているところではありますが、今後も普通交付税の算定基礎となる国勢調査人口の減少による影響等も大きいことが予想されることなど、これからの財政環境は厳しく見通す必要があります。そのため、まずは財政運営の基本に立ち返り、歳入に見合う歳出、基金繰入金に頼らない予算編成、その上で財源投入の大小緩急を誤らぬ心がけが重要であると思っております。

それでは、平成31年度における重点政策について申し上げたいと思います。

重要課題の第1は、定住対策であります。

私といたしましては、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げます安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心な暮らしを守り連携した地域の創造という、これまでの基本目標の達成に向け、あらゆる政策資源をつぎ込み、やれることは全てやるという覚悟で取り組んでまいります。

歯止めのかからぬ過疎・少子高齢化などの社会の構造変化やこれによる地域経済の縮小は、我が国全体の深刻な問題であり、本町においては、早くからこの課題に取り組むことを余議なくされてまいりました。

定住対策に特効薬はありませんが、何もしなければ取り残されてしまうという誠に困難な課題であります。これまで子育て支援の取り組みといたしまして、義務教育終了時までの医療費自己負担額を所得制限なく全額助成するなど、子育てしやすい環境づくりや小中学校への空調設備の整備などの教育環境の充実を図ってまいりました。

また、交流から定住への取り組みといたしまして、移住者を含め若者が定住するための生活基盤の一つである居住環境の充実として、若者定住促進住宅用地の整備事業、定住促進住宅の建設事業、空き家バンクに加えまして空家有効活用事業など住宅確保を実施するとともに、基幹産業の振興やそれから展開する観光産業の育成、廃校や空き家などの遊休施設を活用したサテライトオフィスの誘致など、雇用の創出にも努めてまいりました。

町外に住む人が住んでみたくなる、そして町内に居住する人が住み続けたいというような町づくりを目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進してまいります。

第2は、防災安全対策であります。

私は常々申し上げておりますが、町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、町づくりを進める上で何よりも大切であると考え、あらゆる事故や災害において一人の犠牲者も出さない、そういう覚悟で、防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいります。

昨年の台風や集中豪雨などによる災害は記憶に新しく、近年の自然災害の規模や頻度は確実に

拡大してきております。自治体に求められる地域防災力は、強化とともに多様な対応も必要となつてまいりました。地域住民の安全・安心を確保するためには、これまで以上の防災対策が求められておりますが、災害対応における課題については本当に幅広く、また複雑なことも多いことから、国土強靱化を含め国や県とともに、喫緊の課題としてこれらに臨む必要があります。

一方、地域と自治体が主体となって取り組むべき実効性のある自主防災組織の充実や、自助、共助、公助の役割分担の意識の向上については、これまで重点的に取り組んでまいりましたが、昨年の事故等を教訓に、個人、地域コミュニティ、地域福祉や地域消防組織、そして自治体の連携をさらに強化し、支え合いや避難行動など本町ならではの防災機能を確立し、地域防災力の強化、醸成を図っていきたいと考えております。

また、防災安全対策に求められるものは自然災害だけではなく、火災、交通安全や防犯対策、さらには予期せぬ事故の対応もあることから、これらも含めた対策が必要であります。

次に第3として、健康づくりであります。

みずから積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指すため、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行います。

国においては、高齢者をはじめとして多様な就労、社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指しております。

本町においても従前から、生涯にわたり社会に参画し、生き生きと人生を送るためには、健康で自立した暮らしができることが大切であるとし、そのための取り組みが健康づくりの施策であると考えております。

これまで、社会の活力の増進や、社会保障費の軽減と町民への負担軽減につながることから、健診の受診率の向上等による疾病の早期発見、早期治療、さらには減塩環境対策の拡充、自主的な健康づくりへの参画や健康を意識した生活習慣の見直し、そして最後まで健康であり続けるためには、地域の実情に応じた本町ならではの取り組みも充実する必要があります。

健康づくりの目指すところは健康寿命が平均寿命に近づいていくことであり、そのことで幸せに暮らすことを実感していただきたいと思っております。

財政の健全化を前提としながら、これら3つの重点課題への取り組みとともに、引き続き地域に密着した事業を中心に、至誠と調和を意識し、また、真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実にの初心に立ち返り、これからの課題解決に向けて取り組んでまいり所存でありますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援、御協力をお願いするものであります。

さて、平成31年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

総務省による地方財政対策においては、通常収支分として、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成30年度地方財政計画と実質的に同水準を確保することを基本とし、地方税、地方交付税等の一般財源について、前年度比1.0%増の6兆7,072億円を確保するとしてしております。

また、地方交付税におきましては、その総額を1兆6,809億円とし、前年度比では1.1%、1,724億円の増額としておりまして、地方公共団体が自主性・主体性を発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費についても前年度と同額の1兆円を計上するとしております。

こうした状況のもとに、平成31年度当初予算の編成にあたっては、第3次周防大島町行政改革大綱実施計画により、計画の成果向上に寄与しない事業を見直し、大幅な一般財源不足に対応するなど、近い将来、さらに厳しい財政環境を迎えるという危機感を全職員で共有しながらも、人口の減少、少子高齢化が著しい現実の中においては課題解決に攻めの姿勢で臨むなど、調和のとれた発展を目指すこととし、予算編成に取り組んだところであります。

いつも申し上げておりますが、いかなるすぐれた行政施策であろうとも、それは健全な財政基盤のもとに成り立つものでありまして、健全な財政は健全な行政運営の必須条件であります。健全性を失えば、地方自治は立ち行かなくなるということでもあります。

そこで平成30年度に新たな取り組みとして、将来の財政基盤の拡充を図ることを目的に、合併特例事業債を活用した合併地域振興基金を設置したところでありますが、新年度においてもさらに5億円の積み増しをし、原資総額10億円の地域振興を目的とした基金を確保することといたしておるところであります。

合併特例事業債は、合併に対する支援策の一つであり、本町では合併以降15年間の期間に最大約120億円の起債限度額が認められ、基金造成については、本町においては約22億円が限度とされております。

普通交付税の合併算定替や合併特例事業債などの支援策により、中期的な財政見通しが立ったところであり、将来、今以上に厳しいであろう財政状況の中でも取り組まなければならない地域振興策に充てる財源を確保しておこうとするものであります。

御承知のとおり、合併特例事業債を活用するにあたっては、その元利償還額の70%は地方交付税に算入されるものの、30%については一般財源が必要となります。これにつきましても、今後は繰越金等を積み立てた減債基金を充当していくことも考えていきたいと思っております。これは次世代に素敵な未来を約束する町の取り組みの一つであります。

それでは、お手元にお配りしました当初予算案の概要により御説明を申し上げたいと思います。

2ページをお願いいたします。

本町の平成31年度当初予算は、一般会計で143億8,700万円、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせますと、総額で235億5,426万9,000円、水道事業特別会計では収益的支出で8億2,902万3,000円、資本的支出で1億8,601万7,000円、病院事業特別会計では収益的支出で55億4,582万6,000円、資本的支出で9億4,643万1,000円の予算となったところでございます。

一般会計では、対前年度比4.9%増、6億6,700万円の増額予算となっておりますが、10月からの消費税引き上げによる負担緩和のためのプレミアム付き商品券の発行や、今年の7月豪雨災害によって被災した町道の災害復旧事業が影響いたしております。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、町税は前年度の課税状況等を考慮し13億2,962万2,000円、対前年度比1.6%の増額計上といたしております。

地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、前年度の実績見込み、または地方財政計画等により試算計上いたしております、地方消費税交付金につきましては、前年度と同額の2億7,000万円となっております。

地方交付税は、前年度と同額の73億6,000万円を計上いたしました。本来であれば大幅な減額計上となるということが予想されるわけではありますが、本町の簡易水道事業の大部分が上水道事業に移行しましたことに伴う高料金対策措置分が増額となること、そしてまた、これに係る平成30年度措置分が平成31年度に錯誤措置として普通交付税に算入されることを考慮し、昨年度と同額計上となっております。

これに、臨時財政対策債2億7,000万円を加えた広義の、広い意味の地方交付税は76億3,000万円と見込んでおりまして、対前年度比1.0%の減額となっております。これは主に、地方財政計画により臨時財政対策債の減額が大きく影響しております。

国庫支出金につきましては1億3,472万円、前年度比12.0%増の12億5,771万4,000円となっておりますが、災害復旧事業費が主な要因でございます。

財産収入につきましては、県道拡幅のため旧大島民俗資料館を山口県に売却することから大幅な増額となっております。

繰入金は、各基金の取り崩しでございますが、財源不足を補うための財政調整基金が約2億4,300万円、再編交付金を財源に積み立てた、ちびっ子医療費助成事業基金から約2,050万円、観光振興事業助成基金から約1,150万円、福祉医療費一部負担金助成事業基金から約1,120万円、外国語活動推進事業基金から約770万円、ふるさと寄附金を積み立てた、ふるさと応援基金から1,240万円、CATV加入促進のための基金から160万円を取り崩す

ことといたしております。

また、まち・ひと・しごと創生基金から約4,700万円を繰り入れることといたしております。さらに、周防大島高等学校通学支援費給付基金から600万円を繰り入れることといたしております。

諸収入は2億831万2,000円で109.3%の増となっておりますが、10月からの消費税引き上げによる負担緩和のためのプレミアム付き商品券の代金収入が主な要因となっております。

町債につきましては1億1,400万円、6.7%増の18億1,790万円の計上となっておりますが、過疎対策事業債のほか合併特例事業債、臨時財政対策債がその主なものでございます。

以上が歳入の状況でございますが、4ページにお示ししておりますとおり、町税等の自主財源比率は18.2%であり、依然として地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に81.8%を頼らざるを得ない財政環境となっております。

さて、5ページは目的別の歳出であります。歳出につきましては、6ページの性質別歳出で御説明を申し上げます。

人件費は、対前年度比1,462万8,000円、0.8%の増となっております。

公債費につきましては、前年度と比較して17万6,000円減の18億8,678万8,000円と、ほぼ横ばいの状況となっております。

扶助費は17億7,553万円の計上でありまして、前年度より3.3%の減となっておりますが、主に世帯数及び受給者数の減による生活保護扶助費の減額の影響でございます。

普通建設事業費は、対前年度比3.5%、4,582万6,000円の増額となっておりますが、若者定住住宅建設事業や道の駅サザンセットとうわ増築事業の完了による減額、そして新規事業といたしましての橘斎場設備改修工事や統合中学校美術室棟と倉庫等の新增築、そして橘総合センター駐車場浸水対策の増額、これらが主な要因でございます。

災害復旧事業費は、昨年の7月豪雨災害によって被災した町道の災害復旧事業が主なものとなっております。

物件費は、コンビニ交付システム導入経費や消費税引き上げに係る増額の影響により、対前年度比4.6%、9,303万4,000円の増額となっております。

補助費は、10月からの消費税引き上げによる負担緩和のためのプレミアム付き商品券の発行事業や、病院事業局への医療確保対策に係る繰出金を支出することによる増額が主な要因となっております。

積立金は、今後の町づくりのための合併特例事業債を活用した合併地域振興基金や、再編交付金を活用した医療確保対策事業基金への積立金を今年度も予定をいたしております。

次に、7ページの地方債の状況でございますが、一般会計におきましては、起債残高は7,000万円の増、約170億円になると見込んでおります。一般会計の起債残高は、合併時の262億5,900万円から約92億6,000万円、35.3%減少したこととなります。

8ページには、各基金の状況をお示ししております。

財政調整基金は本年度末では52億8,700万円となり、合併時の約6億4,700万円から大幅に増加をいたしておりますが、新年度予算では2億4,290万円の取り崩しを予定しているところでもあります。

続いて、主要事業の概要について御説明をいたします。

幸せに暮らせる町づくりのために、5本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものを10ページから掲載をいたしております。

この中で、主に新規事業について、その概要を説明させていただきたいと思っております。

第1に、安心して子供を生み育てられる町、子育て支援等についてであります。

まず、プレミアム付き商品券事業は、10月から予定されております消費税の引き上げによる低所得者や子育て世帯への負担を緩和し、地域における消費を喚起するためプレミアム付き商品券を発行するものでございます。

次に、産後ケア事業及び産婦健診事業につきましては、産後も安心して子育てができるよう支援体制を確保し、心身のケアや健診を行おうとするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。2本目の柱、働く意欲の湧き出る町についてでございます。

周防大島復興支援事業の農林漁業は、昨年10月の大島大橋損傷事故によりまして経営被害を受けた農林漁業者の方々に対し、緊急的に対応するために長期借入資金の利子補給を行うものでございます。

拡充する事業といたしまして、若者定住促進住宅建設事業は、大島地区に若者定住を促進するための住宅を建設するための用地を購入する費用を計上いたしております。

次に、14ページ、3本目の柱、自然と環境にやさしい町、生活環境の整備についてでございます。

被災家屋支援事業は、昨年7月の豪雨災害により半壊以上の被害を受けた住家について、公費にて解体を行うというものでございます。

公共下水道施設機能保全事業は、安下庄及び東和浄化センターについて耐震化・長寿命化計画に基づき、施設更新に係る詳細設計を行うというものでございます。

継続事業といたしまして、久賀・大島地区公共下水道事業は、公共下水道整備を行うもの、また、東和片添地区公共下水道事業は、三ヶ浦地区の快適な生活環境の保全や定住促進を図るため、

公共下水道整備に係る測量設計や管路工事を行おうとするものでございます。

次に、晩年を豊かで安心して過ごせる町、これについてでございますが、救急安心センター事業は、救急車を呼ぶべきかどうかという迷った際に、相談窓口において電話でアドバイスを受けられるというものでございます。

次に、トンネル施設長寿命化計画策定事業は、施設の延命化のために施設の調査や点検を行い、長寿命化計画の策定を行うもの、小規模治山事業は、昨年7月の豪雨災害により被災をいたしました林道白木線を復旧するものとなっております。

また、道路橋梁りょう補助災害復旧事業も同様に、被災した町道の災害復旧事業を行うものでございます。

次に、橋斎場設備改修事業は、経年劣化いたしております火葬炉の更新及び付帯設備の改修を行うもの、橋総合センター駐車場浸水対策事業は、大雨の際に浸水しておりました駐車場の浸水対策工事を行うものとなっております。

次に、総合体育館アリーナ床改修事業は、木材から水や汚れに強い特殊ウレタンコーティングを施したクッションシートへ改修するというものでございます。

次に、非常用自己水源井戸調査事業は、昨年10月の大島大橋損傷事故により水の確保等に多大な負担が発生したことから、非常用水源としての利活用を検討するため、旧簡易水道施設の水源井戸の調査を行うものでございます。

次に、拡充事業といたしまして、健診・保健指導事業は、生活習慣病の減少や重症化を予防するため、40歳以上を対象として特定健診の自己負担金無料化を行います。

次に、16ページをお願いいたします。5本目の柱、次世代に素敵な未来を約束する町についてでございます。

まず、コンビニ交付システム導入事業は、戸籍謄本や戸籍抄本、または住民票の写し、また印鑑登録証明書等をコンビニでの取得が可能となるというものでございます。

県外人材町内就職促進事業補助金は、東京圏の在住者の方々を対象に、一定要件により支援金を交付しようとするものでございます。

周防大島復興支援事業の商工は、昨年10月の大島大橋損傷事故に対する復興支援として、プレミアム宿泊券やフェリー券、クーポン券を発行するものとなっております。

なお、18ページには、大島大橋損傷事故関連予算につきまして、ピックアップして掲載をいたしております。

以上が、主要事業の概要でございます。19ページ以降に事業の概要についてまとめておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

また、35ページには合併関連事業、36ページには再編交付金関連事業、37ページには地

方創生関連事業となります、まち・ひと・しごと創生基金事業を掲載をいたしております。

38ページ以降には、合併後の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

以上が、周防大島町の平成31年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、議案の説明を申し上げたいと思っております。

今期定例会に提案いたしております案件は、諮問2件のほか、平成31年度各会計当初予算、平成30年度補正予算、条例の改正など、合わせて39件でございます。

諮問第1号、諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、平成31年度一般会計予算についてであります。

予算総額は143億8,700万円となっております。前年度当初予算に比して6億6,700万円の増額、率にして4.9%の増となっております。

議案第2号から議案第11号までは、平成31年度各特別会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、平成31年度国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億8,914万5,000円を繰り入れて、予算の総額は29億4,681万6,000円となっており、前年度当初予算比7,074万7,000円の減額となっております。

議案第3号は、平成31年度後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億6,356万2,000円を繰り入れ、予算の総額は4億6,235万4,000円となっており、前年度当初予算比1,076万5,000円の減額となっております。

議案第4号は、平成31年度介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億4,396万7,000円を繰り入れて、予算の総額は34億5,791万円となっておりまして、前年度当初予算比3,530万4,000円の増額であります。

議案第5号は、平成31年度簡易水道事業特別会計予算であります。

一般会計から2,440万3,000円を繰り入れて、予算の総額は3億6,461万5,000円となっており、前年度当初予算比843万円の増額であります。引き続き、浮島海底送水管布設事業費を計上いたしております。

議案第6号は、平成31年度下水道事業特別会計予算であります。

一般会計から2億6,150万3,000円を繰り入れ、予算の総額は15億278万円となっており、前年度当初予算に比べて3,588万8,000円の増額となっております。

議案第7号は、平成31年度農業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から2億2,527万7,000円を繰り入れて、予算の総額は2億9,243万9,000円となっております。前年度当初予算に比べて1,529万円の減額であります。

議案第8号は、平成31年度漁業集落排水事業特別会計予算であります。

一般会計から3,159万円を繰り入れて、予算の総額は6,211万8,000円となっております。前年度当初予算比892万3,000円の増額であります。

議案第9号は、平成31年度渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から24万2,000円を繰り入れて、予算の総額は7,823万7,000円となっております。前年度当初予算比1,371万7,000円の減額となっております。

議案第10号は、平成31年度水道事業特別会計予算であります。

企業会計予算での計上ではありますが、収益的予算については、収入合計を8億6,110万8,000円、支出合計を8億2,902万3,000円とし、資本的予算については、収入合計を590万円、支出合計を1億8,601万7,000円とするものであります。

議案第11号は、平成31年度病院事業特別会計予算であります。

収益的予算につきましては、収入合計を55億4,612万6,000円、支出合計を55億4,582万6,000円とし、資本的予算につきましては、収入合計を2億8,960万円、支出合計を9億4,643万1,000円とするものであります。

議案第12号から議案第21号までは、平成30年度各会計に係る補正予算に関するものであります。決算見込みによる減額補正が主なものでございます。

議案第12号は、平成30年度一般会計補正予算（第10号）でございますが、既定の予算から3億2,244万5,000円を減額し、補正後の予算を155億7,607万5,000円とするものであります。

議案第13号は、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算に7,561万3,000円を追加し、補正後の予算を31億3,517万1,000円とするものであります。

議案第14号は、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算から2,885万2,000円を減額し、補正後の予算を4億4,469万円とするものでございます。

議案第15号は、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、保険事業勘定の既定の予算から1億1,237万5,000円を減額し、補正後の予算を34億8,574万円とし、介護サービス事業勘定の既定の予算から148万円を減額し、補正後の予算を681万6,000円とするものであります。

議案第16号は、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の予算から7,411万9,000円を減額し、補正後の予算を2億7,949万8,000円とするものであります。

議案第17号は、平成30年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から2億3,112万3,000円を減額し、補正後の予算を12億4,536万9,000円とするものでございます。

議案第18号は、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から600万円を減額し、補正後の予算を3億1,970万円とするものであります。

議案第19号は、平成30年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算から513万3,000円を減額し、補正後の予算を5,229万1,000円とするものであります。

議案第20号は、平成30年度渡船事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算から20万円を減額し、補正後の予算を8,965万5,000円とするものでございます。

議案第21号は、平成30年度水道事業企業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において、所要の補正を行うものでございます。

議案第22号は、平成30年度病院事業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算について、所要の補正を行うものでございます。

議案第23号から29号までは、条例の一部改正に関するものであります。

議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正は、識見監査委員及び議選——議会選出の監査委員ですが、報酬額を年額報酬から日額報酬に改めるにあたり、所要の条例改正を行うものであります。

議案第24号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正は、病院事業管理者が医師である場合の期末手当について、病院事業局職員の期末勤勉手当と同様の基準とするため、所要の条例改正を行うものであります。これにより、病院事業管理者においても、山口県人事委員会勧告に基づく平成30年度の給与改定は行わないこととなります。

議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正は、12月定例会において、平成30年10月17日の山口県人事委員会勧告に準じた給与改定の御議決をいただいたところではありますが、同勧告の一部、国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、国家公務員の俸給表に準じた給料表の改定を平成31年4月に行うことが必要とする勧告が出ております。この

勧告によりまして、所要の条例改正を行おうとするものであります。

議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正は、使用目的が類似した社会教育施設の使用料の整合を図るとともに、利用者にわかりやすい利用体系に改めるため、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正は、社会教育課の再編により、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正は、法令等の改正によりまして、所要の条例改正を行うものであります。

議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正は、ながうらスポーツ滞在型施設に新たに設置したトレーラーハウス棟について、料金の設定をするにあたり、所要の条例改正を行うものであります。

議案第30号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてお諮りするものでございます。

議案第31号は、議案第30号においてお諮りする、山口県市町総合事務組合の事務を共同処理する団体の減少に伴い、組合の財産処分について議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号から議案第35号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第32号は油宇集会施設、33号は小泊集会施設、34号は高齢者生活福祉センター和田苑、議案第35号は高齢者生活福祉センターしらとり苑を、それぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

議案第36号は不動産、これは大字西方字角田1642番43ほか8筆、5,457.78平方メートルを買い入れるにあたり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第37号でございますが、動産でございます。平成30年度道の駅サザンセットとうわの販売所用の厨房機器を買い入れるにあたり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、各案件につきまして、提出議案の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

この際、2点の行政報告をいたしたいと思っております。

米軍岩国基地への空母艦載機移駐についてでございますが、1点目でございます。今日までの経過について御報告を申し上げたいと思っております。

昨年3月の空母艦載機の移駐完了後、山口県及び関係市町と連携して、航空機騒音や運用等の実態把握に努めてまいりました。

こうした中、空母艦載機着陸訓練（FCLP）前の訓練など、米軍の新たな運用が行われた4月と5月には騒音が増大し、また、11月以降、岩国基地配備機による墜落事故が相次いで発生するなど、航空機事故は、米軍の安全対策への不信感につながることから、移駐に伴う町民の不安解消に向けて、安全・安心な生活の確保の推進に継続して取り組んでいく必要があると考えております。

その上で、艦載機の運用について、運用面での配慮による騒音対策とともに、事故の再発防止に向けた原因究明や安全対策の確立について、引き続き、国や米側に働きかけてまいります。

今後も、継続して本議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、大島大橋損傷事故に関する対応についてでございますが、御報告をしたいと思います。

大島大橋への衝突事故から生じた物の損害に関する債権について、申立人、オルデンドルフ・キャリアーズ社による申し立てについて、2月15日に責任制限手続きを開始したことの通知が広島地方裁判所から届き、責任制限の届出期間は、6月14日までと決定したことは、去る2月22日に開催されました第2回の臨時議会において報告をしたところでございます。

町といたしましては、損害額の全額回収を目指すため、現時点の行政全体の損害額を約2億2,900万円と試算し、法律事務所と委任契約の締結を行ったところでございます。

責任制限手続きに参加するには、裁判所が定めた参加届出書に必要事項を記載し、領収書等の証拠書類の写しを添付して、届出期間内に広島地方裁判所に提出する必要があることから、裁判所への届け出に必要な書類等は、これから各戸配布でお配りをするほか、町のホームページにも掲載するとともに、各総合支所・出張所で配布を行ってまいります。

引き続き、住民・事業者電話相談窓口の継続を行い、今後は、損害の届け出に関し、提出書類の相談や作成した提出書類の確認等について、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が2点の行政報告であります。施政方針、また行政報告、議案の概要説明について、これで終わりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明・行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

現人権擁護委員であります、奥原法城氏の任期が平成31年6月30日をもって任期満了することに伴う後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、教育者として長年の経験を有するとともに、人格、識見ともに高く、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの光田伸幸氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を人権擁護委員に推薦をいたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、光田伸幸氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、光田伸幸氏を適任とすることに決定しました。

日程第6. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、補足説明をいたします。

平成31年6月30日をもって任期満了となります現委員の松本敏恵氏は、人格、識見ともに高く、保健師としての長年の相談業務に携わられた専門知識を持ち、また、人権擁護においても深く理解され、広く地域において御活躍されておられます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、松本敏恵氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、松本敏恵氏を適任とすることに決定しました。

日程第7. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第12号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第12号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から3億2,244万5,000円を減額し、予算の総額を155億7,607万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、人件費の調整及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。11ページをお開きください。

歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は、給与特別徴収実施事業所の増加による増額補正でございます。

また、2目法人は、業績向上による増額補正でございます。

2項固定資産税は、太陽光発電装置の設置件数の増加等による増額補正でございます。

9款地方交付税1項地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付による増額補正でござ

います。

12ページ、11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金及び2目土木費分担金は、それぞれの事業費の確定による地元分担金の減額補正でございます。

12款使用料及び手数料1項使用料につきましては、星野哲郎記念館入館者数の減数の見込みにより50万円の減額計上でございます。

2項手数料につきましては、不燃ごみ処理手数料の実績見込みによる20万円の増額補正でございます。

13ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、それぞれの事業の確定、若しくは精算見込みにより総額4,903万8,000円の減額計上となっております。

また、3目災害復旧費国庫負担金は、道路及び漁港施設の災害復旧事業費の確定による6,886万4,000円の減額計上でございます。なお、漁港施設の国庫負担金の一部1,543万7,000円は平成31年度に歳入されるため、減額の調整を行っております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加交付による133万8,000円の増額計上でございます。

2目民生費国庫補助金、14ページ、3目衛生費国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、5目土木費国庫補助金、6目消防費国庫補助金、7目教育費国庫補助金につきましては、それぞれ事業の確定、若しくは精算見込みにより調整を行っております。

8目災害復旧費国庫補助金は、農道及び林道の災害復旧事業費の確定による583万2,000円の減額計上でございます。

なお、国庫補助金の一部974万3,000円は平成31年度に歳入されるため、減額調整を行っているところでございます。

15ページ、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者基盤安定負担金など、それぞれ事業の確定、若しくは精算見込みによる調整を行っております。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては、それぞれ事業の確定、若しくは精算見込みによる調整を行っております。

6目消防費県補助金につきましては、耐震診断及び耐震改修の事業の実績による95万5,000円の減額の計上でございます。

16ページ、7目教育費県補助金につきましては、部活動指導員配置事業の実績見込みによる104万9,000円の減額計上でございます。

8目土木費県補助金は、事業費の増額による1,440万9,000円の増額計上でございます。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は、それぞれ基金の利子の調整に伴う20万7,000円の増額計上でございます。

17ページ、2項財産売却収入につきましては、周防大島高等学校寄宿舎新築用地の売り払い代金2,825万5,000円の計上でございます。

16款寄附金1項寄附金につきましては、山口ゆめ花博の実行委員会からの5,000万円のほか、個人、企業などからの寄附金合計6,191万5,000円の追加計上でございます。

17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億5,360万3,000円減額し、財源調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業基金、福祉医療費一部負担金助成事業基金及びCATV加入促進事業基金、並びに18ページ、まち・ひと・しごと創生基金につきまして、それぞれ事業の精算見込みにより繰入金の調整を行っております。

19款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額補正となっております。

4項雑入につきましては、空き缶売却代金や金属類の売却代金238万円の追加計上、及び福祉医療費高額払戻679万1,000円の減額、各種検診事業の実績による調整が主なものでございます。

19ページ、20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みによる調整を行い、1億4,330万円を減額計上しております。

続きまして、21ページからの歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては、議会運営経費の委員会視察などの実績見込みによる減額補正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は職員人件費の調整、行政一般経費は主に世帯数の減による行政連絡員報酬の減額、及び22ページ、空家対策ローン利子補給金の精算見込みによる減額補正でございます。

2目文書広報費につきましては、印刷製本費の減額及び実績見込みによるCATV加入促進事業補助金の減額補正でございます。

3目財政管理費は、財務書類作成に係る手数料の減額補正でございます。

5目財産管理費は、財政調整基金に災害対策費寄附金6,191万5,000円と基金利子19万4,000円を積み立てるとともに、それぞれ基金の利子の積み立ての調整などによる増額補正でございます。

23ページ、6目企画費の企画一般経費は、旧田布施農業高校跡地内の浄化槽放流ポンプの交換に係る修繕費の増額及び周防大島高校を支援する会補助金の精算見込みによる減額でございます。また、若者定住促進住宅用地整備事業は、用地整備工事完了による減額補正でございます。

7目支所及び出張所費の久賀支所経費につきましては、老朽化による庁舎内トイレの修繕費71万3,000円の計上、大島支所経費では、空調設備及び集合排水処理施設の修繕費58万8,000円の計上、及び空調設備保守点検等の実績による58万8,000円の減額でございます。

24ページ、東和支所経費につきましては、電気料の精算見込みによる61万8,000円の減額補正でございます。

8目電子計算費につきましては、マイナンバー制度に係る電算システム整備の実績見込みによる減額補正でございます。

9目地域振興費につきましては、地域おこし協力隊員について、新規採用がなかったため、当初予定していました7カ月分の報償費、車両借り上げ料、住宅借り上げ料の減額及び地域おこし協力隊員起業経費補助金の実績額の調整により383万2,000円の減額計上になっております。

25ページ、2項徴税費は、職員人件費の調整でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍遠隔入力支援業務の運用開始を当初予定の7月から9月に変更したことによる減額補正でございます。

次に、26ページ、6項監査委員費は、大島大橋損傷事故により全国研修会への参加を取りやめたことによる減額補正でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整でございます。また、福祉医療事業及びちびっ子医療費助成事業の実績見込みによる減額補正も行っております。

27ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者自立支援給付費事業をはじめとする各障害福祉サービス等の実績、若しくは実績見込みによる調整を行っております。

28ページ、3目老人福祉費につきましては、敬老会事業や29ページの緊急通報システムの実績見込みによる減額補正でございます。

4目国民年金費は、職員人件費の調整でございます。

5目介護保険対策費は、AED自動体外式細動器の未更新による減額補正でございます。

30ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童館運営経費及び家庭児童相談援助事業は、実績見込みによる減額補正でございます。

2目児童措置費につきましては、児童手当の実績見込みにより442万円の減額計上でございます。

3目母子福祉費につきましては、児童扶養手当及び高等職業訓練促進給付金の実績見込みによる358万5,000円の減額計上でございます。

4目保育所費につきましては、久美保育所への入所予定児の減により臨時保育士賃金の調整で

ございます。

31ページ、3項生活保護費1目生活保護総務費につきましては、職員人件費の調整でございます。

2目扶助費につきましては、生活保護扶助費の所要見込み額による4,586万円の減額計上でございます。

4項災害救助費は、災害援護資金貸付金の申請実績がないことによる減額でございます。

32ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、職員人件費の調整、保健総務一般経費は、大島大橋損傷事故の影響により、ちよび塩サミットを中止したことによる減額、また、過年度分の国、県負担金、補助金の償還金2万5,000円を新規に計上しております。

母子保健事業は、妊婦健診の実績見込みによる減額でございます。日良居庁舎管理経費は、紙折り機の更新による備品購入費の増額補正でございます。

2目予防費は、33ページのがん検診の実績見込みによる減額、予防接種事業は、実績見込みの増による増額補正でございます。

3目環境衛生総務費につきましては、沖家室公衆トイレの浄化槽修理による修繕費の増額、委託料は、家房公衆トイレ新築工事实施設計業務の精算による減額でございます。

また、水道対策事業は、基礎年金拠出金の増額による広域水道企業団補助金の増額、合併浄化槽設置事業は、実績見込みにより1,468万3,000円の減額計上でございます。

4目火葬場費につきましては、大島斎場火葬炉制御盤更新工事の精算による減額、橘斎場火葬炉設備入れ替え及び改修工事に伴う設計業務の精算による減額補正でございます。

34ページ、2項清掃費2目じん芥処理費では、ごみ袋購入費、水質検査費及びじん芥車購入費の入札結果により、1,084万9,000円の減額計上でございます。

じん芥処理施設管理経費は、清掃センターの重量電動シャッター等の修繕費の追加計上及び委託料の減額でございます。

不燃物処理施設管理経費は、電気代を実績見込みにより減額補正しております。

35ページ、3目し尿処理費につきましては、実績見込みにより電気料、委託料及び工事請負費の減額補正をしております。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきましては、担い手総合支援事業において、実績見込みによる新規就農者確保事業補助金の減額補正でございます。

産地形成促進施設管理運営経費については、実績見込みによる光熱水費の追加計上でございます。

36ページ、周防大島復興支援事業では、実績がないことによる減額補正でございます。

5目農地費につきましては、県営農業基盤整備事業の事業費確定により1,505万円の減額計上でございます。

7目農村環境改善センター費は、沖浦センターのキュービクル取替工事を次年度に実施する予定のため減額でございます。また、油田センターの調理室ガス機器の修繕費の増額補正でございます。

37ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、和田地区干潟造成工事の精算額確定による減額、負担金及び補助金の実績見込みによる減額でございます。また、周防大島復興支援事業（大島大橋損傷関連）は、実績がないことによる減額でございます。

3目漁港管理費は、浮島、油田、和田の各漁港の底質調査業務の精算額確定による減額補正でございます。

4目海岸保全事業費は、海岸保全施設長寿命化計画策定業務の精算額確定、及び海岸保全施設整備工事の精算額確定、及び精算見込みによる959万3,000円の減額計上でございます。

38ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、商工振興事業では、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額補正でございます。

交通対策事業について、伊保田港待合所の浄化槽維持管理費の委託期間変更による減額補正でございます。

廃止バス路線代替運行事業について、運行业者である大島観光タクシー株式会社が高齢者運転雇用による特定求職者雇用開発助成金の交付を受けたことや、社長交代による人件費の減額等による補助金の減額補正でございます。

離島交通対策経費については、小松港及び小松開作港の浮き桟橋の改修工事の実績による減額補正でございます。

竜崎温泉管理運営経費については、機械機器等改修工事設計監理業務の入札結果による減額補正でございます。

39ページ、総合交流ターミナル管理運営経費については、道の駅サザンセットとうわ増築工事設計監理業務の入札結果による減額補正でございます。

3目観光費の観光一般経費は、2018サザンセット・ロングライドinやまぐちが、今年の7月豪雨に伴うコースの被害により中止となったことによる減額補正でございます。

公園等管理経費につきましては、事業変更や入札結果による減額補正でございます。

また、やしろ郷ふれあいの里事業、ふるさと館管理運営経費及び40ページの星野哲郎記念館管理運営経費は、不用額をそれぞれ減額補正しております。

40ページ、7款1項土木管理費1目土木総務費は、職員人件費の調整でございます。

41ページ、2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、不用額の減額補正でございます。

2 目道路新設改良費につきましては、県事業負担金の精算見込みによる減額補正でございます。

3 項河川費 2 目河川建設費の河川整備事業は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費に係る工法の変更等による 1,149 万 8,000 円の増額補正でございます。また、県事業負担金は、精算見込みによる減額補正でございます。

4 2 ページ、4 項港湾費は、県事業負担金の精算見込みによる減額補正でございます。

5 項都市計画費は、県事業の精査による減額補正でございます。

4 3 ページ、8 款消防費 1 項消防費 4 目災害対策費につきましては、耐震診断、木造住宅耐震改修及び大島大橋損傷関連の各事業の実績見込みにより 5,390 万 3,000 円の減額計上でございます。

4 4 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費につきまして、議事録作成業務の実績見込みによる減額補正でございます。

2 目事務局費につきまして、教育総務経費では、学校施設長寿命化計画策定業務の入札結果による減額、備品購入費につきましてもパソコン購入費の入札結果による減額でございます。また、語学留学支援金は、語学留学の参加者数の実績による減額補正でございます。

学校教育経費につきまして、特別支援教育支援員及び読書活動推進員の活動実績見込みによる賃金の減額、部活動指導員の活動実績見込みによる報償費の減額でございます。

4 5 ページ、通信運搬費及び車両船舶借上料は、不用額の減額でございます。

また、派遣指導主事負担金は積算見込みによる減額、安下庄中学校の民泊が台風接近により中止になったことによる自然宿泊体験補助金の減額補正でございます。

学校統合推進経費は、統合中学校校舎増改築等実施設計業務の入札結果による減額補正でございます。

外国青年英語指導事業、幼稚園教育振興一般経費につきましては、それぞれの事業費実績による減額の補正でございます。

4 6 ページ、2 項小学校費 1 目学校管理費につきまして、小学校管理事務局経費は各小学校修繕費 662 万円の追加、委託料は、消防設備保守点検、電気工作物保安管理の入札結果による減額、工事請負費は安下庄小学校体育館天井修繕工事の施工面積精査による減額、沖浦小学校空調設置工事の入札結果による減額補正をしております。

小学校事務局経費は、検診委託料の実績見込みによる減額補正でございます。

スクールバス管理運営経費は、スクールバス運行業務及びスクールバス購入費の入札結果による減額補正でございます。

また、久賀小学校、明新小学校、沖浦小学校、安下庄小学校の各小学校経費は、机と椅子購入費の追加補正でございます。

47ページ、2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みにより111万8,000円の減額計上でございます。

3項中学校費1目学校管理費の中学校管理事務局経費は、各中学校修繕費49万7,000円の追加計上、委託料は入札結果による減額補正、工事請負費は東和中学校体育館外階段改修工事費71万9,000円の追加計上でございます。

中学校事務局経費は、検診委託料などの実績見込みによる減額補正でございます。

48ページの久賀中学校経費は、机と椅子購入費の追加計上でございます。

2目教育振興費の中学校教育振興一般経費は、県体等派遣補助金や就学援助費の実績見込みによる238万5,000円の減額計上でございます。

4項社会教育費2目公民館費につきましては、職員人件費の調整でございます。

5目社会教育施設費につきましては、電気代の実績見込みによる減額補正でございます。

49ページ、10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費につきましては、林道文珠屋代線単独災害復旧工事の精算見込みによる190万6,000円の減額計上でございます。

2目漁港災害復旧費につきましては、浮島漁港施設災害復旧事業に係る国庫負担金が平成31年度に歳入されることによる財源の減額調整を行っております。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費の精算見込みによる7,983万7,000円の減額計上でございます。

50ページ、11款公債費1項公債費は、実績見込みによる長期借入金利子501万7,000円の減額計上でございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、総額3,344万8,000円の増額計上でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、8ページにお帰りいただきたいと思っております。8ページは、地方債の補正についてでございます。

水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、合併特例事業債、公共土木施設災害復旧事業債及び農林水産業施設災害復旧事業債の補正に伴う、限度額の変更並びに災害救助債の廃止を行うものでございます。

以上が、平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） ３点ほどお尋ねをいたしますが、３２ページの日良居庁舎備品購入と４６ページに各小学校の備品購入というのがございますが、余り細かい具体的な内容はいいんですが、要は増額補正、もうすぐ新年度でもありますが、今回、この時期に補正しなければならない理由、それを端的に御答弁いただきたいと思います。

それともう一点は、４１ページに河川費、工事請負費、これは災害なんでしょうけど、９月、１２月、そして今回と年に３回、補正されているんですが、これについてはどういう理由で３回の補正が必要になったのかというところを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんから御質問いただきました、３２ページの日良居庁舎備品購入を今回補正で計上しなければならない理由についてお答えをいたします。

経年劣化に伴いまして、紙折り機が故障したわけでございますが、年度当初に大量の文書を発送する予定がございまして、早期にその作業に着手する必要があることから、今回補正で計上させていただいたものでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 各小学校の備品等につきましては、毎年９月以降、各学校に備品購入等、次年度に向けた、こういった要望があるかという聞き取りをしておるわけなんです、椅子や机につきましては、年度当初からできれば揃えてあげたいという思いから、今回補正計上させていただいた経緯でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） ４１ページの河川費、工事請負費の年３回の補正の理由ということなんです、まず最初の９月補正につきましては、例の災害対応の対象となった事業ということで、まずは概算工事費を計上しております。

続きまして、途中で災害査定がございまして、査定段階で工事の事業費が変わったというので、１２月補正にかけております。

最終補正につきましては、さらに国と県との工法等の協議の中で追加工事が必要だろうということで、追加工事として３月補正に上げさせていただいております。この事業につきましては、繰越対象事業ということになっておりますので、来年度に追加要望等はできませんから、今年度に補正という形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） 今の河川費、工事請負費、もう一点だけ、９月、１２月の補正理由はやむを得ないと思うんですが、今回の補正で追加工事があったと。どういう工事で、なぜ追

加工が必要になったのかというところを御説明いただきましたのですが、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） どうして3月補正の追加工事ということなんですが、当初は、私、工法的にはよくわかりませんが、壁を押さえるだけのネット工法みたいなんですか、それをアンカー工法でもっとしっかり押さえたほうがいいんじゃないかということになりまして、変更工事が発生したということです。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の減額は、事実上は決算のときに不用額として出てくるものを、事前に補正予算で減額をするということで、大変多岐にわたっています。事前に各部局を回って伺って、ほぼ解決したものは多いんですが、二、三、お伺いします。

昨年の7月の豪雨災害で復旧工事が行われてきましたが、今回の補正で公共土木施設や農林水産施設に対する災害復旧が行われています。これが繰り越しで今年度決まって、来年度で実施をするということも考えられているようですが、大体、今年度でどれぐらい、全体の被害額、全体金額ベースが今年度で終了して、何割、何%でもいいんですが、来年度に残りが回ることになるのか、その辺をお伺いします。

それから、これは事前に質疑としてお願いしてなかったことなんですが、36ページの復興支援事業、セーフティーネットの資金利子が2万7,000円、それから中小企業の勤労者小口資金貸付金が112万3,000円、それぞれ申し込みがなかったということで減額をされたという御説明がありました。申し込みがなかったのは、これが制度として使えなかったということが考えられると思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） まず、平成30年度における災害復旧の進捗率というか、状況ということなんですが、まだ精算済んでない事業、工事等々、あるいは繰越事業等と確定していない事業費がありますので、全体の被害額というのは、まだ出していないというのが正直なところなんです。

その中であって、まず建設課関係においては36件ございます。繰り越しを含めて既に終わっているというのが30件、6件を31年度に実施予定としております。事業費、監理費等含めまして約1億2,800万円。農林課におきましては17件、これにおいては一応全て完了している、要は繰り越しを含めて全て完了している。水産課においては、主に浮島地区でしたが、2件ほどございまして、これも完了しております。

それともう一個のセーフティーネットの件なんですが、これは制度的に云々かんぬんというの

は、私も詳しくわかりませんが、借りる人の気持ちというか、借り方というのもございますし、あるいは中には借りかえたという方もいますので、その制度がどうかというのはわかりかねるところがございます。申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第 8. 議案第 13 号

日程第 9. 議案第 14 号

日程第 10. 議案第 15 号

日程第 11. 議案第 16 号

日程第 12. 議案第 17 号

日程第 13. 議案第 18 号

日程第 14. 議案第 19 号

日程第 15. 議案第 20 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、議案第 13 号平成 30 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、日程第 15、議案第 20 号平成 30 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第 13 号から議案第 15 号の補足説明をいたします。

議案第 13 号平成 30 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、保険給付費等交付金、国民健康保険基金利子の増額、保険税、一般会計繰入金の職員給与等繰入金が減額となっております。

歳出につきましては、保険給付費一般分、国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等医療給付費分及び高齢者支援金分、病院事業局企業会計繰出金の増額、特定健康診査等事業における職員人件費、国民健康保険基金の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算つづりの 53 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,561 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 31 億 3,517 万 1,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

59ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、課税状況にあわせて普通徴収と特別徴収の区分をそれぞれ調整するものであり、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、普通徴収の世帯数、被保険者数、基準総所得等の減少の影響により、446万9,000円を減額するものでございます。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、平成30年11月診療分までの保険給付実績により算定する変更交付申請額に基づき、普通交付金を7,750万円増額し、特別交付金につきましても、国保診療施設整備分等の増により266万7,000円増額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増により1万9,000円増額いたします。

60ページをお願いいたします。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、職員人件費の減に伴い18万5,000円減額するものでございます。

61ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、平成30年11月診療分までの実績に基づく年間医療費の推計により、7,750万円を増額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分は、財源調整でございます。

2目退職被保険者等医療給付費分は、納付金額の確定により135万8,000円増額いたします。

2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源調整でございます。

62ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、納付金額の確定により39万5,000円増額いたします。

3項1目介護納付金分は、財源調整でございます。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、職員人件費の減に伴い18万5,000円減額するものでございます。

63ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、保険給付費の増に伴う調整のため、591万4,000円減額いたします。

7款諸支出金2項他会計繰出金1目病院事業局企業会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に

に伴い、町立病院の施設整備費等の増により245万9,000円を増額するものでございます。

以上が、平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

続きまして、議案第14号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、特別徴収保険料の減額、普通徴収保険料の増額、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額となっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

補正予算つづりの65ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,885万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,469万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

71ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料を、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより1,700万9,000円減額いたします。

同様の理由により、2目普通徴収保険料の現年度分を193万6,000円、滞納繰越分を39万7,000円増額し、合わせて保険料は1,467万6,000円減額いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は、県広域連合共通経費負担金の変更により216万6,000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を県広域連合の実績見込みにより1,201万円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。72ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金分216万6,000円、保険基盤安定負担金分1,201万円、後期高齢者医療保険料分1,467万6,000円をそれぞれ減額し、合計で2,885万2,000円を減額するものでございます。

以上が、平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての概要であります。

次に、議案第15号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの73ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億1,237万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億8,574万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の

総額から148万円を減額し、歳入歳出予算の総額を681万6,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の81ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みにより1,964万7,000円を減額補正いたします。

2項国庫補助金1目調整交付金は、介護給付費の実績見込みにより2,088万円を減額、2目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績の見込みにより116万6,000円を減額、2節包括的支援事業・任意事業は142万6,000円を減額補正いたします。

3目保険者機能強化推進交付金は、今年度より国が市町村に対し、自立支援・重度化防止に関する取り組みを支援するために創設された交付金ですが、このたび内示がございましたので、274万7,000円を計上しております。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、介護給付費の実績見込みにより2,700万円を減額、2目地域支援事業交付金は、実績見込みにより125万9,000円を減額補正いたします。

82ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、実績見込みにより1,285万4,000円を減額補正いたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績の見込みにより58万2,000円を減額、2節包括的支援事業・任意事業は、実績見込みにより71万3,000円を減額補正いたします。

83ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金は、介護給付費の実績見込みにより1,250万円を減額、2目地域支援事業繰入金1節介護予防・日常生活支援総合事業は、事業実績見込みにより58万2,000円を減額、2節包括的支援事業・任意事業は71万3,000円を減額、3目低所得者保険料軽減対策繰入金は、実績見込みにより51万8,000円を増額、4目その他一般会計繰入金は、財源調整により332万5,000円を減額補正いたします。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みにより1,230万8,000円を減額補正いたします。

84ページをお願いいたします。

3項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の繰出金の減額に伴い、

68万7,000円を減額補正いたします。

9款財産収入は、基金利子として2,000円を増額補正いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

85ページをお願いいたします。

1款総務費3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより66万8千300円を減額補正いたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みにより9,153万1,000円を減額補正いたします。

86ページの2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより220万1,000円を減額補正いたします。

2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込みにより減額補正いたします。

87ページをお願いいたします。

3項高額介護サービス等費2目高額介護予防サービス費も、実績見込みによる減額でございます。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費、並びに88ページの2目特定入所者介護予防サービス費も、実績見込みによる減額補正でございます。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、基金利子2,000円を増額補正いたします。

4款地域支援事業費1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みにより571万7,000円を減額補正いたします。

89ページをお願いいたします。

2目介護予防ケアマネジメント事業は、実績見込みにより155万4,000円を増額補正いたします。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業における臨時職員の賃金の減額補正でございます。

90ページをお願いいたします。

3項包括支援事業・任意事業費2目任意事業費は、家族介護用品支給の実績見込みにより減額補正いたします。

6目生活支援体制整備事業は、実績見込みによる減額補正でございます。

7目認知症総合支援事業費は、会議実績の減少等による減額補正でございます。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

事項別明細書93ページの歳入から御説明いたします。

1 款サービス収入 1 項介護給付費収入 1 目介護予防サービス計画費収入は、ケアプランの作成件数の減により 1 4 8 万円を減額補正いたします。

次に、9 4 ページの歳出について御説明いたします。

1 款サービス事業費 1 項 1 目の介護予防支援事業費は、ケアプラン作成件数の減に伴うケアマネジャー等臨時職員の賃金の減及びケアプラン作成委託料の増額、また、介護サービス勘定から保険事業勘定への繰出金の減額等の調整を行い 1 4 8 万円の減額補正としております。

以上で、議案第 1 3 号から議案第 1 5 号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第 1 6 号から議案第 1 9 号までの 4 議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 1 6 号平成 3 0 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の 9 5 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から 7, 4 1 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7, 9 4 9 万 8, 0 0 0 円にするとともに、第 2 条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書より御説明いたします。

1 0 3 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3 款県支出金 1 項県補助金 1 目簡易水道費県補助金において、浮島地区海底送水管布設事業補助金の交付額決定により、3, 7 5 0 万 5, 0 0 0 円を減額しております。

4 款繰入金におきましては、財源調整のため、一般会計繰入金を 1 0 8 万 6, 0 0 0 円増額しております。

また、浮島地区海底送水管布設事業の事業費精算見込みにより、7 款町債 1 項町債 1 目簡易水道事業債を 2, 0 7 0 万円、2 目辺地対策事業債を 1, 7 0 0 万円、それぞれ減額しております。

1 0 4 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款簡易水道費 2 項事業費 1 目維持管理費 1 1 節需用費においては、水道施設稼働のための電気料金不足見込みとして 1 8 万円を増額し、2 目設備費 1 5 節工事請負費においては、浮島地区海底送水管布設事業の精算見込みにより、7, 4 0 1 万円を減額するものでございます。

また、2 款公債費 1 項公債費 2 目利子においては、支払利子の確定により 2 8 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。

以上が、議案第 1 6 号平成 3 0 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概

要でございます。

次に、議案第17号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の105ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算から2億3,112万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億4,536万9,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

113ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料は、大島大橋送水管損傷に伴う断水により、467万1,000円を減額しております。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道施設国庫補助金1節特定環境保全公共下水道補助金は、事業費の確定に伴い6,251万2,000円を減額するものでございます。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金1,575万7,000円を減額し、財源調整をしております。

6款諸収入11項営業外利益1目消費税還付金1節消費税還付金は、平成29年度分の消費税の確定申告及び平成30年度中の中間申告予定納税額確定に伴い、消費税還付金として1,069万7,000円、消費税還付加算金は2万円を計上しております。

114ページをお願いいたします。

7款町債1項町債は、各種事業の確定により、1目下水道事業債7,860万円、2目過疎対策事業債8,030万円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出につきまして、115ページをお願いいたします。

1款公共下水費2項事業費1目維持管理費13節委託料において、水質検査業務に係る入札減により239万円を減額しております。

2目公共下水事業費の久賀・大島地区下水道事業において、13節委託料では、事業費の精査などにより4,800万円、15節工事請負費については、実績見込みにより1億4,002万4,000円、また、19節負担金、補助及び交付金についても、県の過疎代行業業費の実績見込みにより負担金3,097万4,000円、22節補償、補填及び賠償金においては、久賀・大島地区下水道事業に伴う水道管移設に係る補償金700万円を、それぞれ減額するものでございます。

2款公債費1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料について、起債償還金利子の確定により、273万5,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第17号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第18号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

117ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,970万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

123ページをお願いいたします。

歳入の2款使用料及び手数料1項使用料1目農業集落排水使用料は、大島大橋送水管損傷に伴う断水により、318万2,000円を減額するものでございます。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金281万8,000円を減額し、財源調整をしております。

124ページをお願いいたします。

歳出の1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費13節委託料は、水質検査の入札減によりまして475万9,000円を減額し、15節工事請負費につきましては、事業の精算見込みにより118万3,000円を減額するものでございます。

2款公債費1項公債費2目利子23節償還金、利子及び割引料は、起債償還金利子の確定により、5万8,000円を減額しております。

以上が、議案第18号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、議案第19号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

125ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算総額から513万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,229万1,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

133ページをお願いいたします。

歳入の2款県支出金1項県補助金1目漁業集落環境整備事業補助金は、事業費の確定により150万円の減額、3款繰入金は一般会計からの繰入金283万3,000円を減額し、財源を調整しております。

6 款町債 1 項町債 2 目過疎対策事業債は、各種事業費の確定により、80 万円を減額しております。

134 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款漁業集落排水費 2 項事業費 1 目維持管理費の 13 節委託料では、水質検査業務の入札減により 37 万 3,000 円、15 節工事請負費は、事業費の精算見込みにより 166 万 8,000 円を、それぞれ減額しております。

2 目漁業集落排水事業費において 13 節委託料では、長寿命化計画策定事業の確定により、308 万円を減額しております。

2 款公債費 1 項公債費 2 目利子 23 節償還金、利子及び割引料は、起債償還金利子の確定により、1 万 2,000 円を減額しております。

以上が、議案第 19 号平成 30 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第 20 号平成 30 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづり 135 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から 20 万円を減額し、予算の総額を 8,965 万 5,000 円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、主に人件費の調整による補正並びに財源調整でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。141 ページをお開きください。

歳入につきまして、4 款繰入金 1 項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を 20 万円減額し、財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

142 ページ、1 款事業費 2 項事業費につきましては、職員人件費の調整でございます。

2 款公債費 1 項公債費につきましては、実績見込みによる長期借入金利子 7,000 円の減額

計上でございます。

以上が、平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第13号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 歳入の税についてですが、医療給付費の現年分も、それから後期高齢者の支援金現年分も、両方とも普通徴収が545万円と218万8,000円というふうに今回で減額ということになりますが、この減額の要因というのは、どういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの御質問ですが、国民健康保険税の算定につきましては、平成30年度につきましては、平成29年の7月の本算定時の数字を使っております。本算定時の数字をもとに、国保連合会のマニュアルに沿って財政診断をし、その後、そこで算出した調定見込み額から、本町におきます死亡でありますとか転出でありますとか、そういう調整を行いまして、その後に徴収率、収納率を掛けて、当初予算額を算出しております。

今回の減額につきましては、実際には予想していた数字よりも、世帯数、それから被保険者数、基準総所得金額につきまして、予想していた以上に少なかった、減少していたということが要因として考えられます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まあ、予想ということになると思いますが、国保の場合は世帯主に係るもので、平等割でいけば課税世帯が少なくなったんだろうということが予想できるし、所得割でいけば所得が少なかったんだろうという予想がたつと思うんですが、その辺からの分析はしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの質問でございますが、これは実績に基づくもので今回減額をさせていただいております。例えば、世帯数、被保険者数、基準総所得金額についても、今回、補正をさせていただく前に決算見込みを出しておりますので、当初算出しております額と比べてはおります。

ちなみに、ちょっと一例を御案内申し上げますと、例えば29年の本算定時に使っておりました総所得金額よりも、実際に課税した平成30年度の総所得金額につきましては、7億5,000万円ぐらい、実際には少なかったということがございますので、その辺の影響もあるかと思えます。以上でございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第14号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、94ページのケアプラン作成費、委託料が増えておりますけど、ケアプラン作成料は、件数が減って歳入も減ったという御説明があったんですが、件数が減っても委託料が増えているという、その理由を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

ケアプラン作成料のことでございますが、賃金に計上しているケアプランと委託料にしているケアプラン作成でございますが、これについては、地域包括支援センターが指定介護予防事業所としてケアプランを作成するものでございます。

賃金につきましては、臨時職員の方がちょっと都合によりまして勤務日数が減少いたしまして、そのかわりにケアプランの作成委託ということで委託料のほうを増額をさせていただいているということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑

はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第13号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、議案第20号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第16、議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第21号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 議案第21号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入から1,281万4,000円を減額し、8億5,622万2,000円とするとともに、既定の支出から1,272万8,000円を減額し、8億4,333万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金から、10月22日に発生した大島大橋添架送水管損傷事故に伴う減収見込みと減免分を合わせた6,374万6,000円を減額するとともに、これを補填するため、2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金、5,093万2,000円を増額するものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の2節手当3節賞与等引当金繰入額及び6節法定福利費は、人件費の調整、また、3目総係費の2節手当3節賞与等引当金繰入額及び6節法定福利費は、人件費の調整を、7節旅費及び33節負担金は、広域断水対応のため、期間中に行われました水道技術管理者資格取得講習を辞退したことによる減額でございます。18節委託料は、料金システム移行に伴うテスト用データ抽出業務の精算見込みによる減額を、それぞれ行うものでございます。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息は、支払い見込みの確定により減額するものでございます。

3項特別損失1目災害による損失1節災害による損失は、広域断水対応に係る時間外手当及び管理職特別勤務手当の支給額が確定したことにより、619万1,000円を減額するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出は、不足財源の内訳を変更するものでございます。また、第4条で既定の収入から1,171万円を減額するとともに、既定の支出から1,179万6,000円を減額するもので、その概要につきまして御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債及び2項負担金1目負担金1節負担金は、下水道工事に伴う水道管移設工事費の精算見込みにより減額するものでございます。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目施設改良費1節工事請負費は、同じく下水道工事に伴う水道管移設工事の精算見込みにより減額するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第5条の企業債につきましては、下水道工事に伴う水道管移設事業に係るものを減額するものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ利用することのできない経費は、人件費及び特別損失の補正に伴い減額をするものでございます。

第7条の他会計からの補助金では、一般会計繰入金の増額分5,093万2,000円を増額し、4億6,373万9,000円としております。

なお、5ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第21号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第3号）の概要で

ございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 衝突事故による断水以降、10月22日以降に、水が出なくなったということで、各家庭で、自分で井戸を掘ったりするという方が若干出られました。

そういうことの影響として、この補正予算にあらわれているのかどうかというところをお伺いしたいんですが、10月22日以降、町水を休栓または廃止をしたというのが何件ぐらいあるのか、また通常の年と比べてそこはどうか、その2点をお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。10月22日から12月1日の断水期間につきましての影響額というのは、この補正には反映しておりません。

それと10月22日から12月1日の間に、水道を休栓して、今現在、開栓していないケースにつきましては26件でございます。例年のこの期間についての比較はしておりませんが、1年間を通じての休栓につきましては、約500件から550件でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 通年、1年で500件ぐらいあるとすると、この間26件しかないということで計算すると、余り影響がなかったというふうに見ているのか、その辺はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほど申しましたように、500から550件の休栓というのは、例えば、盆にこちらへ帰られて、開けて、行くときに閉められる。また、暮れにこちらへ帰られて、開けて、行くときに閉められる。その件数等も加味してございますので、550件という相当な数字になっていると思います。

今回につきましても、今おっしゃったように26件でございますので、多少の影響はあるものの、皆さんそれぞれで努力されて、今回としては影響なかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第17. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第22号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第22号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成30年度周防大島町病院事業局補正予算書の1ページをお開きください。この予算は、12月実績に基づきまして算出しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業績の予定量では、病院患者数は3病院の入院合計で3,768人、外来合計で1万1,304人の減少を、介護老人保健施設利用者数も2老健の入所合計で942人、次の2ページになりますが、通所合計で197人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日平均患者数、利用者数を補正しております。

次に、（8）の学生数については2人増加し、114人と補正しております。

3ページに移りまして、（9）主要な建設改良事業について、それぞれ入札による事業費減少により、病院改築工事については1,245万1,000円を減額補正し、合計2,225万2,000円に、医療機械器具及び備品購入については1,264万7,000円減額補正し、合計1億9,191万5,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条本文を、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。なお、医業費用中、報酬1億2,370万9,000円、奨学金2,052万円、旅費・交通費528万7,000円、燃料費284万4,000円及び委託料1,440万円の財源に充てるため、企業債1億4,690万円を借り入れると改めます。

収入につきましては、業務の予定量補正に伴う医業収益の減少、特別交付税の確定、そして調整交付金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定、過年度奨学金返納等による特別利益の増加等により、4ページをお開きいただきまして、合計で2億5,192万5,000円減額補正し、56億3,409万円を見込んでおります。

支出につきましては、給与費の減額、業務の予定量補正による材料費の減額、固定資産の廃棄処分による資産減耗費の増額、大島大橋の事故に係る支出の特別損失計上による増額等により、5ページをご覧くださいまして、合計で2億5,197万9,000円減額補正し、56億3,401万3,000円を見込んでおります。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきましては、第4条の本文を、予算第4条本文括弧書き

を削り、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正すると改めます。

資本的収入につきましては、建設改良事業費の入札による減少に伴う企業債の減額、機械備品整備による国民健康保険保険給付費等交付金の交付、基金の取り崩しにより、6ページをお開きいただきまして、6億3,502万円の増額補正をし、収入合計12億4,112万円としております。

支出につきましては先ほど収入でも触れましたとおり、入札による建設改良事業費の減少により、2,509万8,000円を減額補正し、支出合計9億7,220万6,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費は入札による事業費減少による減額、医療の確保事業は過疎対策事業債の病院事業局割り当て分増加のため増額し、7ページをご覧いただきまして、合計3,160万円を減額補正し、5億4,190万円としております。

第6条の、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費を2億427万7,000円減額補正し、31億2,806万5,000円としております。

その内容といたしまして、職員の育児休暇取得等に伴うものが3,471万5,000円の減、職員の採用・退職による減額の影響によるものが1億6,956万2,000円の減となっております。

8ページをお開きください。

第7条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、調整交付金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定により、3,646万円を増額補正し、12億5,229万4,000円としております。

第8条のたな卸資産購入限度額について業務の予定量により算出し、4,322万2,000円を減額補正し、合計10億646万1,000円としております。

付属資料としまして、9ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 付属説明、28ページの給料の増減額のところで、定期昇給の延伸に伴うということで、467万9,000円の減額がされています。これは定期昇給をやめるということですが、昇給をやめる以外に、昨年の12月議会で一般職の職員は0.05%の手当の増額がありましたが、病院職員だけがそれをやめるということもありました。さらに、今まで

新規の看護師の採用が、その給料に5年間の上乗せをして、給料を多くして看護師等の確保に寄与するという事でやられていましたが、この467万9,000円は定期昇給にかかわる者だけということで理解しているのかどうか、その辺を伺います。

それから、病院職員の給料に手を付けるということそのものについて、いろいろ議論がありました。病院側からは、病院が赤字だからということと、それから2月4日でしたか、病院の特別委員会のときには、コンサル会社からも、近隣の市町の自治体病院の給料に比べても、ここが高いということもありました。病院事業局のほうもそういうふうにおっしゃっていました。

そのときに、本町の病院職員の給料が高いという根拠は、数字はどこにあるのかということでコンサル会社に伺うと、病院賃金実態資料というものの中にそれが書いてあるという答弁だったんです。

しかし、この2019年度版を病院事業局が持ってらしたのでお借りして見てみますと、この資料には全然そういうことは書いてないんですね。それは先般、確認をされました。書いていないということも確認をされました。とすると何なのかと。近隣の市町に比べてここが高いという根拠、数字的な根拠は何なのかというのは、今のところ数字で示されていません。口頭では聞きましたが、根拠がありません。

病院の側からは、全体に占める人件費の割合が高いということも言われていましたが、これはほかの科目の経費なり金額が多かったり少なかったりすれば、割合として、相対的に人件費の割合が多くなったり少なくなったりするわけで、イコール給料が高いということにはならないと思うんです。これは根拠として乏しいと思います。とすると、やっぱり具体的に、ここの病院の職員の方々の給料がほかに比べて高いという根拠はどういうものを指しているのか、そこを伺います。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず28ページの467万9,000円、定期昇給の延伸によるもの、これは給与だけなのかということですが、1月から3月に対応する今年度分の定期昇給分の影響額です。これのみです。

2点目の質問の人件費が高いという割合で、個別に高いという形では、先ほど言った給与実態の調査からも見れないしということは、私どもも確認しております。ただ、人件費の割合が高いというのも、総事業費なりが変われば当然変わるからというのも把握しております。ただし、病院ですから、医業収益に対する人件費の割合というのは当然あります。これに対しても、当局のものに関しては、医業収益に対する人件費の割合というのも高いということですので、収入が少ないのか、人件費が高いのか、割合がとにかく高いというのは把握しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） つまり、そういう具体的な近隣の市町の自治体病院に比べて、ここが特別に高いというものはないと、根拠は、ということでもいいですね。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 高いかという具体的な根拠はということは把握してないかということになりますと、具体的に同一年数、同一企業とかという形と、いろんな形態での病院という形がありますので、自治体病院での比較とか、独立行政法人との比較、また民間病院との比較という形での比較で、コンサルタントが言う高いという具体的な根拠はないのかと言われると、現在のところ持っておりません。

それと、先ほど一つ質問の中で、手当の問題で、初任給調整手当に関して御質問がありました。これは新年度から、31年度から5年をかけて、最終的にゼロに、2割ずつやっていくという予定でございますので、30年度の補正予算の中には、まだ入っておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、次の本会議といたします。

日程第18. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

監査委員が行う監査につきましては、通常の職務である定期監査、例月現金出納検査及び決算審査のほか、これらとは別に行わなければならない住民監査請求や、出納事務執行上のふぐあい、不祥事等に係る臨時の監査がございます。

現在、これらの監査の実施につきましては、監査委員の識見と経験、幅広い人脈などが最大限に活用されておりまして、また、本町の行財政課題の解決に向けたさまざまな取り組みや、公金の執行状況に関する監査にあたりまして、各課から提出された資料やデータの分析を、年間を通して日常的かつ継続的に行っておられるところでございます。

監査委員の報酬は、その職務の特殊性を鑑み、本町の条例では、地方自治法第203条の2第2項ただし書きにより、年額として定められておりますが、冒頭でも申し上げましたとおり、臨

時の監査や近年における事務事業の細分化によりまして、これらの調査・分析に要する時間が大幅に増加しているという状況下、年額報酬を日額に換算した場合、年度ごとで非常に不均衡な状態となっております。

これまで報酬額の改定はございませんが、これを日額換算した事例を申し上げますと、平成28年度が約1万2,800円、出務37日であるのに対し、平成22年度の場合は約2万5,000円、出務19日となっております。このように年度によって1日当たりの額に大きな格差が生じております。

また、平成30年第3回定例会総務文教常任委員会委員長報告におきましても、監査委員の出務日数の増加、意見と役割の重要性、現実に見合った報酬への見直しという、大変貴重な御意見をいただいております。このことも踏まえ、このたび支給形態を改めることにより、今後における均衡性を保とうとするものでございます。

監査に要する標準的な年間の出務日数は、定期監査及び例月現金出納検査が21日、決算審査が14日、合わせて35日が基準として想定されますので、現在の報酬額、年額を35日で割り戻した日額1万3,600円を識見監査委員の報酬とし、また同様の考え方で、議会選出の監査委員の場合は日額7,200円とし、これにより、住民監査請求や重大な事件事故の発生に伴う臨時の監査など、通常は想定していない出務のことを勘案し、報酬の支給形態を年額から日額に改めることで、出務日数に応じた報酬にしようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について質疑はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 本町には西本さんと、議会から尾元議員さんがおられるわけですが、本人を目の前にしてこうやって言うのもあれなんですけど、我々議員に議案として出すよりも、最初に西本監査委員さんと尾元議会選出の監査委員さんに、その旨は了解を受けるべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。受けたのでしょうか、受ける必要はないんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時41分休憩

.....

午後1時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局長が監査委員事務局長も兼ねておりますので、降壇の上、説明させます。その間、

議事課長に議会事務局長の代理を務めさせます。舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） 平野議員さんの御質問なんですけれども、事前に監査委員さん方に相談したかというところなんですけれども、定例監査の際に、年額報酬について、ずっと監査等をやっていたお中で、かなり過重な調査等をしていただいております関係で、それを改めたいということはお話しはしておったんですけど、その中で日額にということは、額までは述べておりませんがお話しはしておりました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今も御説明もありましたから、業務量が増えているから今回の改正ということだろうと思います。予算書を見ても、報酬額は、31年度は若干増えているということですが、その業務量が増えているというのを、先ほどもちょっと、28年度と22年度、格差があるということはありませんが、近年にわたって増えているというのを具体的にお示しいただきたい。

それと、これを今度は日額報酬ということになれば、想定する勤務時間というものがあると思うんですが、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） ただいま田中議員のほうから御質問いただいた、近年の勤務状況ということなんですけれども、副町長からの補足説明でいただきました勤務日数、多いときと少ないとき、標準的なところで、両極のところをちょっととお話をいただいたんですけども、当町の監査委員の年額報酬については、合併したときに決まったものがずっと改定されていない。それを勤務日数でいきますと、各年、増減ございますけれども、大体少ないときで年間19日、それから多いときで、この5年ぐらいをとって言いますと、平成25年度が36回、26年度が24回、27年度が31回、28年度が37回、29年度が35回で、30年度は現在まだ進行中ではございますが、同様に35回ということで、日額の標準的な日数としては、近年2年ほど同じ数字が続きました29年と30年の35日ということを基準にさせていただいております。

日額報酬の基準になる1日当たりの勤務時間ということなんですけれども、補足説明の中で御説明いただきました定期監査、それから出納検査、こういった検査は定例で行っておりますけれども、午前10時から大体夕方5時前後ぐらいまでやる関係で、6時間以上を時間として費やしていると。決算審査におきましては、出納閉鎖が終わって、それから9月の議会までの間に集中的に審議をしなくちゃいけないということで、9時半から御参集いただきまして、課によっては6時過ぎぐらいまでやることもあります。

だから、日によって本当ばらつきがあって、標準的なところで言えば、6時間以上ということ
で考えております。そういった実態になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 業務量は、年によってばらつきがあるというのは当然なんですよ
けど、一定の監査請求とか損害賠償とか、そういったことも想定されている業務でありますの
で。

では、現状の年額の報酬を想定する標準的な業務量、業務日数でもいいですけど、それはどの
程度で算定されているのか。それと、今、日額報酬を定めるにあたって標準的な勤務時間は6時
間ということがありましたけど、これが例えば半日に満たないような、二、三時間で終わるよう
な業務の場合の日額報酬というのはどうなのか、その辺を御答弁ください。

○監査委員事務局長（舩本 公治君） 日額報酬の標準的なところにつきましては、先ほど申しま
したように、現在の年間報酬を年間の標準的に監査に要する日にちというところで割り戻した
35日、それを想定しております。ですから、それを超えて出務が生じたときには、日額に、出
務いただいて活動いただいた日数を上乘せして換算するというふうな形になります。

それから、2つ目の御質問でいただきました、監査の日程等で、4時間に満たないとか時間が
非常に短時間になってしまうというケースについてなんですけども、通常の標準的な35日を算
定する場合におきましては、監査事務局のほうで監査日程の調整等を事前にさせていただいてお
ります。

そういった関係で、先ほど申しましたように、定例監査については10時以降、それから決算
審査については9時半からという中で、かなり濃密な検査日程を組ませていただいておりますの
で、定例の部分においては、短時間の監査というのは想定はいたしておりません。

これでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと私、よくわからないのが、年額報酬、もちろん委員報酬、
日額報酬が基本であると思います。それは業務として、例えば月に1回とか、そのスポット的な
業務であるから日額にしているということで、業務量が増えて、今まで日額だったものを年額に
するというなら道理は通ると思うんですが、業務量が増えたから日額制にするというのは、ちょ
っと何となく矛盾しているんじゃないかなと思いますけど。

どちらかという、額を上げる上げないの議論は別にして、年額報酬自体は業務量がものすご
い増えているのであれば、年額報酬を変えるということを検討すべきではないのかなというふう
に考えられますが、その辺の御見解はどうでしょうかね。

それと、日額標準の、勤務時間の話ですけど、当然、定例の部分については、6時間以上ということになるんだと思いますが、当然、短時間の場合も出てくると思いますが、そういうときに、ほかの自治体では、例えば職務に従事する時間が4時間以内という場合には半額とするというような規定を設けている自治体もありますので、その辺の短時間勤務の場合の報酬額規定とか限度額の規定とか、そういったことをこの条例に盛り込む、日額にするのであれば、必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） 田中議員さんが今おっしゃられました1つ目のことなんですけども、当然、現在の年額報酬というのは、監査委員さんの特殊な業務、それぞれの課が執行した事務、業務、そういった内容を精査するということで、非常に不規則な中で監査を進めていかななくてはならないということで、おっしゃられましたように、本来、地方自治法の203条の2第2項によりましたら、日額報酬に資するのが基本であると。ただし、その業務によっては、条例を定めた上で月額報酬であるとか年額報酬にすることができますということが書かれております。当町はもう年額報酬というのは、業務の特殊性からそういった形をしておいた関係で、田中議員さんのおっしゃるように、年額報酬の改定というところで対処すべきかというところも議論としてはございました。

ただ、年額報酬として算定する場合の人事委員会の業務等の研修等の能力が乏しいことから、今、標準的に実際にやっていただいている業務を年間に置きかえて、それを日額の報酬とするというような形の中で、日額報酬というのを算出させていただいたところです。

今、年額報酬で対応すべき業務の中に、住民監査請求とか、それから損害賠償の認定、それから事務量が推計しがたい業務、実際に起きてみないとわからないというふうな業務を含めますけども、現在の報酬年額を事務量に相当すると、なかなかその相ふさわしい報酬にはなり得ていないのではないかということから、先ほど御説明の中でもしていただきましたけども、年度ごとに活動実績割をしたときに、年割で非常な額の差が出ておるということで、そういったところも是正するという意味で、基準の日額を決めさせていただいて活動の実績に応じて支給していくという形にさせていただいております。

それから、2つ目の御質問の場合なんですけども、先進的な自治体等では、減額について、その活動量が日額に見合った活動にならなかった場合、そういったところに、その調整をするような内規ですとか規則ですとか、そういったものを定めておるということなんですけども、このことにつきましては、時間については、今所定の時間の中では、4時間に満たないとか2時間とか短時間の勤務というのは監査事務局が調整する中で想定をしておりますので、現在のところは思いつくものはないんですけども、突発的な監査等でそのような事態が生じる場合につきましては、

監査委員の報酬だけではなくて、町の報酬等費用弁償条例全体に係る日額報酬で定めたところが、それが全て時間が足りちよるのか足りてないのかというところにも係る問題でもありますので、そのことについては、十分な行政内部での検討をした上で対処しなければいけないと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 監査委員さんは、執行部からも議会からも独立して独自に町の財政について監査などをするというので、それは議会としてもリスペクトを持ちながら今まで来たわけですが、日額に変えるということは、今まさに監査委員事務局長さんが言われたように、新たな取り決めをしなければならぬ場合というのは、今答弁されたとおりのものができるんじゃないかというのは私も思っています。

議員の場合は、議案を調べるために自分で役場に来て、いろいろ調べても、それは報酬の中ですが、監査委員さんは、今の35日を基準にして、定例監査やら月例監査やらで35日出た場合は今までと同じだけれども、例えば病院の事件があつたりして監査委員さんの手をかなり使わせたというような、そういう場合なんかは、おのずとその35日を超えたものになってくる場合もあり得るわけですね。そういう、先ほどから言うような半日ならどうするかとかといういろんな取り決めというものが、私はどっちにしても必要だと思いますし、あるいは監査委員さんが役場に来て、何を、どういう監査、あるいは何の作業をして、それが日額報酬の対象になるのかどうかという、その線引きといいますか、そういうものについても、一定の客観的な、誰が見ても日額報酬を払うのが当たり前だというようなもの、線を、客観的に文書で作るべきだと私も思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） 今、砂田議員さんからお尋ねいただいた関係なんですけど、先ほどの田中議員の質問と重複するところがあるかとも思うんですけども、その取り決め等については現在のところございません。先ほど、田中議員さんの質問の中でもお答えした部分ではあるんですけども、日額報酬、どれだけ活動したか、その標準的なものは、監査委員だけではない、ほかの、町の定める各種委員さんのところにもかかってくるんです。それはきょういただいた御意見、御質問を参考に、また行政内部で検討していかななくては、監査事務局だけではお答えはできない部分だと思います。

それから、後段のほうの御質問の、監査委員さんが監査活動に要した中で出務した部分については、当然、地方自治法に定めた監査委員の職務の中で、調査研修、そういったことをするものについては対象にすべきものと認識をいたしております。

当然それを、それならどこで研修するのかというところになるかと思うんですけども、そ

ういったところについては、現在、中で検討しておるのは、監査委員の部屋が大島庁舎の中でございますけど、そちらのほうに設けてございます。そういったところでインターネットで各自治体の状況をとったり、全国の状況をとったりとかいうことが、今はできない状況なんですけども、そのあたりの情報系の整備をした上で、役場のほうに来ていただいて、そういった作業等を進めていただけるよう、この条例が通りましたら、今後、調整をしたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 調整をしていただくのはいいと思うんですが、私が聞いたのは、そういうものを条例とは別に規則なり、文書にしたものを作る予定があるのかどうか、そこを伺いします。

○議長（荒川 政義君） 舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） そういった文書的なもので、作るとしたら、内規とかそういったところで基本的なことを決めていく必要があろうかなとは思いますが。そのあたりは監査委員2名と相談しながら、作っていかねばいけなないとは思いますが。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後の語尾がちょっと聞き取れなかったんですが、作っていかねばならないということですか。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） そのことについてを御相談しながら検討していきたいと思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） さっき舛本局長さんが言われた19日のときに、年間、1日当たり2万5,000円になるとおっしゃったよね、たしか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そして、今忙しいから35日になったと。それで年間、これから先、予想でそれぐらいあろうとしたら、1万3,000円いくばくか。（「それは」と呼ぶ者あり）よね。（発言する者あり）ちょっと違った。（「いや、大体おおちよるよ」と呼ぶ者あり）そしてもう全く下がったような感じよね。

これから先に例えば40日あるとしたら、今35日で1万円、この日当でしょう。40日もしあったら、その5日分は——あつ、5日分は出るんか、ごめん。今度、低くなった場合は、30日で済んだ場合は下がるということよね、年間でしたら。なんかね……。

○議長（荒川 政義君） 答えさせていいですか。（発言する者あり）

○議員（7番 平野 和生君） 要するに監査役は、まあお金のことを言ったら、お金のことだから、お金のこと言うのは当たり前なんだけど、何か言いたくないんだけど、要するに下げるべき

じゃないと思うんよね。ツープラトンでいくわけにもいかんのでしょ。例えば年額換算にして、35日以上になったらそれを払うとか、以下の場合は、そりゃ年額でいいわけよね。何かやりにくいのう、これは。

○議長（荒川 政義君） 答えさせます。舛本監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（舛本 公治君） ただいまの平野議員さんの御質問なんですけども、標準的に年額報酬を、事務局が今、年間で定例監査、現金出納検査、それから決算認定の審査、そういったところで現実的に29年、30年とやってきた日数、それを基準にした35日ということにしています。

それに、あと何が起きるかわかりませんが、何か起きた際には、それに上乗せ支給するというので、その部分については日額で上積んでいきますから、現在の年額報酬よりは必ず増えるだろうなど。

逆に、ほんなら年間の監査日数が減ったらどうかということなんですけども、日額ですから、そういったことが起きれば、そういった減額ということもあり得ると思います。

しかしながら、実態的な監査の中身なんですけども、現在のところ、各年で議員さんのほうに資料としてお出ししております成果報告書、こういった内容を例年見ていただければと思うんですけども、各年で少しずつ厚くなって、中身が濃くなっておると思います。そういったことで丁寧な監査をさせていただくという中での割り振り35日ですから、監査事務局としてはそれを割るというふうな日にちはないと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、今期最終日の本会議といたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時04分休憩

午後2時16分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案第24号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第24号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第24号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

議案つづり8ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。病院事業局においては、平成30年10月17日の山口県人事委員会勧告に基づく給与改定を行わないことといたしております。それに伴いまして、病院事業管理者に支給される給与についても、病院事業局企業職員と同様に、現状どおり、給与の引き上げとならないように改正するものでございます。

内容につきましては、期末手当の支給割合が、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項及び第18条第2項に規定する支給割合を適用していることから、支給割合が引き上げられることとなります。したがって、病院事業局企業職員と同様の年間の支給割合を100分の430とし、平成31年度以降、6月期と12月期の支給割合を均等にするため、支給割合を100分の215に改正するものでございます。

施行日につきましては、周防大島町一般職の給与に関する条例の一部改正が遡及適用であるため、平成31年4月1日からとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第24号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、今会期最終日の本会議といたします。

日程第20、議案第25号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足説明をいたします。

平成30年10月17日付で山口県人事委員会より、国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しを平成31年4月から実施との勧告がなされたことを受け、一般職の職員の給与に関する条例及び船舶職員の給与及び旅費条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例（以下、職員給与条例という）の一部改

正でございますが、山口県人事委員会の勧告に準じ、別表第1、行政職給料表を現行の水準から平均で約6,400円、1.9%引き下げる改正を行うとともに、別表第2、医療職給料表及び別表第3、技能職給料表につきましても、行政職給料表の改正に準じて改正するものでございます。

次に、第2条の周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正は、第1条の行政職給料表の改正に準じて船舶職に係る給料表を改正するものでございます。

附則第1項は、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。附則第2項から第5項は、激変緩和のための経過措置としての現給保障について規定したものでございます。附則第6項は、規則への委任であります。

以上でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まず、今回の改定で、平均1.9%削減ということですが、この改定で、全体の人件費の予算削減額がどれぐらいになるのか、御説明をください。

それともう1点は、経過措置で、当分の間ということが、激変緩和のための経過措置を設けるというのがありますが、この当分の間と激変という、どの程度の期間とか規模とか考えておられるのか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず最初の、予算に対しての影響額ということでございます。給料分だけを申し上げますと、約1,700万円ぐらいになるかと思えます。これと並行して、期末手当、勤勉手当まで影響を考えますと、2,300万円ぐらいになるのかなというふうに思っております。ただ、これは現給保障というのがございますので、予算としては、そこは影響は少なく、差もほとんどないというふうに考えております。

それと、当分の間ということにつきましては、今のところ現給保障を受ける職員がいなくなるまでというふうに私どもは考えております。要は、下がってきたから現給保障額がなくなるまでは、このままということなのだろうというふうに思っております。

もう一つ、激変ということは、どのように考えておるかということでございますが、これはなかなか定義がないものですが、このたびの改定額、月額平均6,500円というのは激変に値するというふうに、私どもは思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の改定は激変となるということなんですが、じゃあその激変とならないというのは、どれぐらいの範囲というんですか、改定何円とか、幾らぐらい、何%とか、そういうのはどれぐらいと受けとめられていますか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 先ほど申しあげました激変というのは、幾らまで何%かというのは、なかなかお答えしづらいんですけども、基本的に本俸を下げてきたというところからすると、そこに生活給といいますか、給料を下げられるということについては、ある程度、減給処分という意義付けにもなるんだろうというふうに思いますので、それは一般的にはしないのが普通だろうと。そうすると、この激変という言葉は毎回その都度使うとすれば、給料が下がれば激変ということになるのかなというふうに思いました。済いません、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、今会期最終日の本会議といたします。

日程第21. 議案第26号

日程第22. 議案第27号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正についてから、日程第22、議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第26号及び議案第27号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正についてであります。

公民館等、類似した町内の文教施設の使用料につきまして、できる限り利用者の負担を抑え、わかりやすい料金体系となるように、関係条例の一部改正につきまして、平成30年第4回周防大島町議会定例会において御承認をいただいたところでございます。

しかし、一部の施設におきまして、関係条例の改正を実施しておりませんでしたので、該当する施設の関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

第1条の町衆文化の薫る郷公園条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を昼間・夜間・昼夜に分類していたものを1時間当たりに改め、町衆文化生活の館は1時間当たり210円に、町衆文化陶芸の館及び自然ふれあい交流広場は1人につきの使用料を1時間当たりの使用料とし、それぞれ210円、320円に改め、夜間休日使用料は基本使用料の1.2倍に改めるものでございます。

町衆文化陶芸の館につきましては、冷暖房使用料1時間当たり210円を新たに設けるものでございます。

備考につきましては、使用時間は8時30分から22時まで、夜間使用は17時から22時まで、使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなすものとし、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は30分未満は切り捨て、30分以上はこれを1時間といたします。

また、使用に伴う準備、清掃等に要する時間は使用時間を含むものとするものとし、町に住所を有しない方や、町に所在のない団体が使用する場合は使用料は、使用料総額の2倍とするものでございます。営利、営業、宣伝を目的とし、または入場料等を徴収する場合の使用料は、使用料総額の3倍とするものとする改めるものでございます。

第2条の竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を1人1時間当たり200円としていたものを1時間当たりに改め、1時間当たり210円に、夜間休日使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

竜崎陶芸の館につきましては、冷暖房使用料1時間当たり210円を新たに設けるものでございます。

備考につきましては、先に御説明いたしました町衆文化の薫る郷公園条例の一部を改正する条例の備考と同様でございます。

第3条の周防大島町農村交流伝承館設置条例の一部を改正する条例につきましては、使用料を「1室につき」を削除し、夜間休日使用料は基本料金の1.2倍に改めるものでございます。

備考につきましては、先に御説明いたしました周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例の一部を改正する条例と、周防大島町竜崎陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の備考に、暖房の次に器具を加え、厨房の次に設備を加えたものでございます。

次に、議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正についてであります。

農業者健康管理センターの職員配置につきましては、本町の行財政改革の推進に伴い、合併以降、久賀公民館に全職員を集め、久賀公民館長が農業者健康管理センター所長を兼務することにより、センターに常駐職員は不在となりました。また、その後の社会教育課の再編により、現在

は非常勤嘱託職員が公民館長を務め、農業者健康管理センター所長を兼務している状況となっております。このような職員体制の状況から、このたび第4条の「置く」を「置くことができる」に改めるものでございます。

以上が、2議案の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御説明であれば、この議案は、本来12月の社会教育施設の使用条例改正に含めるべきものだったのかなというふうに受けとめたんですが、まだ、12月議会の議論では足りないということで今回出されたのか、もし新たな、ここで議論ができるのであれば、また8つの疑問点を投げかけたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 御指摘の部分でございますが、本来であれば、12月の議会で社会教育施設の条例改正の中に含めて上程すべきものであったかと思っております。その点を遺漏しておりました。大変申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 前は、この値上げ、改定する前と改定後、改定する前の使用状況を改定後の金額に当てはめた試算という表を出されましたけれども、そういう試算はしていらっしゃいますか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 前回お出ししました資料につきましては、今回資料としては試算をしております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） せっかくしているんだったら、もうきょうしか審議がないので、どういうことになっているのか、ここで言わなきゃ言うときはないと思うんですが、お聞かせください。

それから、全体として、12月のときも言いましたが、社会教育施設全体の改革として、改革というか改悪というか、いわゆる公共施設等総合管理計画書に基づいた改革というふうに理解していいのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まず第1点目の、試算の状況でございますけれども、平成29年度決算ベースということで前回試算をさせていただいております。

今回の使用料の関係、料金改正前、改正後の試算でございますけれども、今回の3施設におきましては約18万円の減額となっております。前回の計が約4万5,000円の増額ということでございましたが、試算上では、両方合わせますと約13万2,803円という減額の状況となっております。

これにつきまして収支の状況で把握しますと、最終的には3つの今回の改正後の試算につきましての収支は5.19%ということで、前回の収支が4.18%でございましたが、両方合わせますと4.21%の収支ということで、ほぼ同率というところになっております。

済いません、もう1点、ちょっと準備はしたつもりですが。あと町の公共施設等の総合管理計画によった今回の対応なのかという部分でございますが、こちらにつきましては、今後、教育委員会内でも少子高齢化対策とか財政健全化の対策のための適正な改正というところは、場合によっては必要になろうかと思いますが、今回の改正については、まずもって施設を公平に、料金を統一したいと、その上で利用しやすくしたいというところで改正をさせていただきましたので、その点については、まだまだ至っていないという現状でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 所長を置かないという場合も想定すると思われるんですが、これは理由としては、施設の利用者が少ないとか、そういったことで所長を置かないということもあるということなのかどうか、違う場合でしたら、どういうケースを考えて置くことができるに改正するのか、そこを御説明ください。

それと所長を、例えば、置くことができるだから置かないとしたときに、この同じ施設の使用条例がありますが、そこの7条に所長の承認というのと、9条に所長の検査というのがあるんですが、それを仮に、所長を置くことができるから、置かないとしたときに、使用条例7条の承認と9条の検査は誰が行うことになるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 第1点目の点でございますが、利用者が少ないから所長を置かないということではございませんで、合併以降、町職員を現久賀公民館に集約しました関係で、同センターの中に常駐の職員がいなくなりました。現在は、非常勤嘱託職員の公民館長が同センター

の所長を兼務しておるわけでございますけれども、所長は置いているけども、施設の中に常勤的な職員が置いていないという状況でございます。今回、所長並びにその他の職員を置くことができるかと改正させていただいた状況でございます。

ということで、使用条例の7条の承認と第9条の検査というところでございますが、今申しましたように、公民館の所長が健康管理センターの所長を兼務している状況でございますので、公民館長が承認並びに検査を行うことになります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） あえてここは所長を、その他の職員も入ってですけど、置くことができる、今まで置くといった規定を置くことができるに改正するわけですから、実態は公民館長と兼務しているというか、それは別の話として、条例上、所長を置くことができるということは、置かない場合も当然ある、出てくるだろうと想定されるだろうと思うんですが、その置かない場合に、使用条例の7条の承認と9条の検査は、所長がいないんですから誰か別の人が承認なり検査をしなきゃいけないはずなんです。そういう規定にならないといけないんですが、この使用条例のほうは、あくまでも所長が承認・検査をするというふうに規定されていますので、その辺の整合性というのはどうなるんでしょうかという、実態は別の話として条例上の話をしていくんです、規定の話。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 現時点では、嘱託の公民館長を所長と考えておりますが、おっしゃるように将来的には全く所長さんを置かない、公民館長を兼ねるという状態が、将来的には起こるかもしれません。そのときは、例えば今、社会教育課長が東和の公民館長も兼ねてますから、そういう形も将来考えられるかなと。現在は、今実態として常駐していない、職員もいない。だから、実態に合わせた形で改正という形しております。

ですから現時点では、そうですね、公民館長は兼務ですけど、おっしゃるとおり、将来的には公民館長が所長を兼ねないという状態も起こり得るかもしれません。その場合は、例えば東和町の公民館長は社会教育課長が兼ねていますから、そういう形も将来は、置かないという状況が出ればあろうかと思っています。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、実態の話をしているんじゃないで、この条文上の話で、ここへ設置条例の一部改正についてということで、これまで所長を置くと、必ず置くという規定をしているのに、今回、あえて置くことができるというふうに変えるということは、置かない場合も当然出てくると。それは実態として置かない場合ができる。

その置かないときに、私が言っているのは、使用条例のほうの所長の権限はどういうふうに、

誰が行うんですかということです。だから、そこを、実態の話じゃなくて、条文上の話としてちゃんと説明してくださいということを申し上げている。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 現時点で置いている形だったのでそうしましたが、将来的に、所長さんと公民館長が兼ねないという状態ができた場合は、また例えば、今の社会教育課の誰かが所長を兼ねるといふ形になるかなとは思ってますけど、（発言する者あり）済いません。

それと以前、御指摘いただきましたように、ほかの施設が置くことができるなのに、ここだけなぜ置くなのかということもあって、その両方を加味して実態に合わせたという形です。ただ、実態に合わせたことが法令上、整合性がないと言われたら、ちょっとそうなのかなと、今最近思ったところですけど。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ごめん、3回過ぎちよる。ちょっと暫時休憩します。

午後2時45分休憩

.....
午後2時49分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） いろいろと御指導ありがとうございます。本来であれば、使用条例のほうも一緒に出すべきであったと反省しております。現在、置かないとしたときの対応が抜けておりましたので、使用条例のほうも修正案を出したいと思えます。御迷惑をおかけしました。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正についてから、議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第23、議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成29年5月31日に学校教育法の一部を改正する法律が公布され、大学制度の中に、新たに高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学が創設されることとなりました。

また、技術士法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年12月28日に公布され、第2次試験の選択科目が、現在の20部門96科目から20部門69科目に大きくくりされることとなりました。

いずれの改正も、平成31年4月1日から施行され、これに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部も同様に改正されますので、本条例に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を改め、整合性をとろうとするものでございます。

なお、附則として、法律等の施行日と同日の平成31年4月1日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、本会期最終日の本会議といたします。

日程第24、議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、ながうらスポーツ滞在型施設にトレーラーハウス棟を設置したことに伴い、ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例に、トレーラーハウス棟宿泊施設を追加しようとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

主な改正内容につきましては、別表第1（第3条関係）、2周防大島町グリーンステイながうらの部（3）宿泊施設等の項中に、ウ、トレーラーハウス棟施設を加えております。

別表第2（第4条関係）、第2項グリーンステイながうら施設等使用期間及び使用時間の宿泊施設等欄にトレーラーハウス棟宿泊施設を加えるとともに、別表第3（第9条、第10条、第17条関係）、第2項グリーンステイながうら施設等使用料（3）宿泊施設等の区分の欄にトレーラーハウス棟宿泊室、規模及び内容の欄に1台定員6人、及び、単位及び料金の欄に1人1泊大人3,300円、4歳以上中学生まで2,800円を追加するものであります。

また備考に、ウ、トレーラーハウス棟宿泊室にあつては、申し込みの1単位が3人以上の宿泊の場合に使用を許可するものとするを追加するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 説明資料のほうに、13ページの表があつて、料金の設定方法のところ、利用日数が185日というのがありますが、この185という数字の根拠は何か、御答弁ください。

それから、トレーラーハウスを入れたということは、ながうらの宿泊室が足りない、少ないということを入れたんだろうと思うんですが、じゃあながうらの現在というか、これまでの客室の稼働率というんですか、実際に利用された部屋と利用可能な部屋の割合、それが、過去何年の平均でもいいですけど、直近の客室稼働率がどの程度あるのか、その辺をお示してください。

それともう一つは、たしか導入議案のときに、これは防災上の理由があつて、被災地へ派遣するという御説明があつたと思いますが、被災地への派遣というのは、この条例上どこでうたうのか、また別の条例でうたうのか、その辺はどうなっているのか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 御質問の185日とした根拠ですが、これちょっと昨年、平成29年度を参考にしております。平成29年度が175日の稼働でございました。何で185かということになりますと、その年度の中で温水施設の補修等がございまして20日間ほど休館しております。その20日間をちょっと加味して185日という形での日数としております。

直近の利用率でございしますが、平成27年度からでございます。27年度が43.5%、28年度が45%、29年度が44.4%の稼働率ということになっております。ただその中で、現在、交流館、ログハウス5棟、12人用でございます。それとセンターハウスとして6部屋5人用がございまして、全部で11部屋。この11部屋が全て埋まった日数が、平成27年度は27日、28年度は20日、29年度は24日でございます。

それで、取りあえず今の御質問の1番と2番については回答させていただきますが、3番目については総務部のほうでよろしいですか。うちの条例にはないんですね、使用料の。（発言する者あり）そうですか。あとはまた誰か答えていただきます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） このトレーラーハウスのことにつきましては、ちょっと私も相当思い入れがあってから、整備しようということで、昨年度でしたか、議員の皆さん方にも河口湖のほうに視察に行っていたいただくと、議員視察のときに一緒にそこも見ていただいたという経緯がございます。

そういうことで、まず被災地に、例えば防災上のこのトレーラーハウスを持って行ってから、そこを緊急の避難場所に使えるじゃないかというような思惑もあるわけでございますが、今、これの条例の中に何かそういうところが出ているのかという御質問でしたが、実はまだそこは出ておりません。

というのは、私は、山口県の町村会の中でも、皆さん方のところで宿泊施設を持っておられる町もありますが、そういうところでこういう防災上も使えるようなトレーラーハウスを宿泊棟に整備をしませんかという、市長会のほうにもそうなんです、声をかけております。そして、そういうところが何市町かができたときに、そこで協定を一緒に結んで、例えばそこにみんなが持って行こうじゃないかというような形のものを想定しているわけでございまして、先にそれができておれば一番良かったと思いますが、そういうことを、これからぜひとも県内、または県外でもいいんですが、そのような近隣の中で整備をしたところ同士で協定を結んで、そういう防災協定を結んでおってから、何かあったときに防災上の施設が必要だとなったときに、それを持ち寄って、避難住宅とか、または仮設住宅等に使えるというような協定を結びたいというような思いがあるわけでございまして、今現在、それがこの条例の中にそういうことがうたっていないというのは、まだ今からの取り組みだというふうに思っております。

それともう一つは、確かにグリーンステイながうらの宿泊施設の稼働率全体は、そんなに90%とか80%というものではないんですが、ここの指定管理者、瀬戸内海リゾートという会社は、皆さん御存じのように大変苦戦をいたしております。そういうことで、相当の額を指定管理料として支出をしておるという状況にあるわけです。

それでここの宿泊棟というのは、ほとんどが、人数の多い宿泊をとるときというのは、スポーツ合宿なんですね。スポーツ合宿というのが、瀬戸内海リゾートのほうの、会社のほうから株主総会等でよくお聞きする話では、非常に今、スポーツ合宿というのは、ちょっと難しい対応を迫られておるということがよく聞きます。

例えば、大学生の70人の合宿であれば、複数地区を実は仮押さえしておると。そして、キャ

ンセル料が発生する前にどこかに決めて、あとは全部キャンセルしてしまうというようなことがちよくちよくあるんだそうです。そうしますと、キャンセルされるまでは、ずっと予約を取っちゃかにかいけん。そして予約を取る間は、別のグループが予約を入れたらいいといたときも取れないという状況があるということを知っています。

そうしますと、大体50人ぐらいの合宿のグループが多いということになります。そうしますと、50人を取って一般の客がおって、次の50人を取ろうと思ったら取れないということで、さらにもう二、三十ぐらいの別棟といたいますか、宿泊棟があれば、非常にそういうところの効率のいい運用ができるのではないかと聞いておりましたので、それとこの防災上のトレーラーハウスということで、整備がある程度安価にできるということと、防災上の対策もできるということからして、このトレーラーハウスの導入を決めたわけでございます。

ですから、先ほど部長のほうから説明がありましたが、50%弱の稼働率ということなんで、非常に稼働率としたら悪いということになります。しかしながら、もう20ぐらいあるとちょうど、本来で言えば、50人50人の2つの合宿をとれば、一番満床になって埋まっていいんですが、そのようなときに、もう20ぐらいあれば両方が取れるというようなことも聞いておりますので、そのような思いもあって、トレーラーハウスの整備をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございせんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） トレーラーハウス棟宿泊室にあつては、申し込み単位が3人以上の宿泊の場合に使用を許可するという項があるんですが、これ3人以上というんじゃないで、3人までは9,900円、それ以上は1人追うごとに3,300円というふうにすれば、2人のお客さんが取れる可能性が多分に出てくると思うんです。

なかなか1人というのは考えにくいんですが、2人というのは可能性があるとと思うんで、その辺の運用の仕方は検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 4月からの運用を見て、それから検討していきたいというふうに思っています。（「いやいや、これじゃったら2人は入れんわけじゃけ」と呼ぶ者あり）3人以上です。（「2人で申し込んだら断らんといけん」と呼ぶ者あり）そうです。（「3人分貰えばええじゃない、2人で」「ログハウスもあるし、センターハウスもみんなそうなんだから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「3人までなら3人も2人も一緒、部屋貸しと一緒になんだから。そういうのじゃダメなん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時06分休憩

午後3時21分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、さまざまな意見が出ておりますので、これを委員会付託といたします。

委員長におかれましては、最終日に委員長報告をよろしくお願いを申し上げます。

日程第25、議案第30号

日程第26、議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてから、日程第26、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第30号及び議案第31号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

別表第1につきましては、平成31年3月31日限りで養護老人ホーム秋楽園組合が解散することに伴い、山口県市町総合事務組合から脱退するため、同組合を削除するものでございます。

別表第2の2の項であります。常勤の職員等に対する退職手当の支給に関する事務、6の項であります非常勤職員公務災害補償等事務、11の項であります行政不服審査会の設置等に関する事務を共同処理する団体について、平成31年3月31日限りで解散する養護老人ホーム秋楽園組合を削除するものでございます。

同表の8の項につきましては、平成31年4月1日から公平委員会の設置等に関する事務を共同処理する団体に、光市及び光地区消防組合を加えるとともに、平成31年3月31日限りで解散する養護老人ホーム秋楽園組合を削除するものでございます。

なお、附則として、平成31年4月1日に施行することとしております。

次に、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

議案第30号でお諮りしましたとおり、平成31年3月31日限りで養護老人ホーム秋楽園組合が解散し、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱すること

に伴い、財産処分を行うものでありますが、財産処分にあたり、地方自治法第289条において、関係地方団体、公共団体の協議により、これを定めることと規定され、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、養護老人ホーム秋楽園組合が職員等の退職手当の支給に関する事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、同組合の職員に支給した退職手当の額に、山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則第6条に規定する額を加算した額との差額を同組合に帰属させようとするものでございます。

以上、2議案の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

その前に、先ほど委員会付託いたしましたのは、建設環境常任委員会でございます。補足をいたします。

議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてから、議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまでの質疑を終結いたします。

討論、採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第27. 議案第32号

日程第28. 議案第33号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第32号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、日程第28、議案第33号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第32号及び議案第33号について、一括して補足説

明をいたします。

まず、油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織、油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも、非公募により、これからも引き続き、油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとしております。

次に、小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める小泊集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設も、議案第32号同様、自治会組織、小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところでございます。よって、施設の設置目的からも、非公募により、これからも引き続き、小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は同じく、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとしております。

以上、2議案の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第32号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第33号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第32号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから、議案第33号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第29. 議案第34号

日程第30、議案第35号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから、日程第30、議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する、和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢者の高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊施設のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し、相談、助言を行うものでございます。

国の定める要項でも、指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められる者を指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し、本施設において総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的、効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き、非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

以上、2議案の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから、議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了いたします。

討論、採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第31. 議案第36号

日程第32. 議案第37号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第36号不動産の買入れ（周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地）についてから、日程第32、議案第37号動産の買入れ（平成30年度道の駅サザンセトとうわ販売所用厨房機器）についてまでの2議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第36号及び議案第37号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第36号不動産の買入れ（周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地）についてであります。

不動産の買入れにつきましては、平成30年第4回周防大島町議会定例会において、補正予算の御審議をいただきました際に御説明をいたしましたように、旧東和選果場用地を、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の駐車場用地として取得するものでございます。

不動産の所在地は、周防大島町大字西方字角田1642番43ほか8筆で、地籍は合計で5,457.78平方メートル、予算額は6,112万7,000円に対しまして、5,748万3,713円の買入れ価格となっております。

次に、議案第37号動産の買入れ（平成30年度道の駅サザンセトとうわ販売所用厨房機器）についてであります。

本案の動産の買入れの概要につきましては、冷凍ショーケース4台、冷蔵ショーケース3台及びソフトクリームサーバー等厨房備品を購入し、道の駅サザンセトとうわの販売所の増築に伴う販売商品の拡大に対応することが主なものであります。

去る2月15日に8社で入札を行った結果、株式会社大島電機が680万円で落札いたしましたので、その価格に消費税の額を加えた734万4,000円で物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考までに、納期は平成31年3月29日までを予定しております。

両議案とも、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第36号動産の買入れ（周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この件は、昨年3月の議会の全協で御説明があったと思いますので、そのときには、既にここの用地を購入するということが検討され始めていたということだと思いますが、それを前提としまして、改めて確認させていただきますが、この5,457.78平米という土地が、町が必要だから、駐車場用地としてということだと思いますが、必要だから購入するのだということだということによろしいのか、その辺の購入に至った経緯というものを改めて御説明いただきたいと思います。

それと、説明資料のほうに、買入れ土地の一覧というのがあるが、ここに9筆ありますが、これは全て山口大島農業協同組合の所有地であると、所有者は山口大島農業協同組合でよろしいかというところを確認させてください。

それと、買入れ単価は1万1,000円ぐらいになると思いますが、これの算定方法を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） ただいま御質問にございました購入に至った経緯から、まず御説明させていただきます。

山口大島農業協同組合が財産を整理を行う中、同組合が所有している土地で、町が公共的に活用できる土地はないかという提案がありまして、それをもとに道の駅や陸上競技場で大きなイベントを開催するにあたり、近隣で駐車場用地を模索していたため、旧東和選果場跡地を購入することに至りました。

それと、9筆の土地の所有につきましてですが、全て山口大島農業協同組合の土地でございます。

あと3点目ですが、不動産鑑定士の鑑定評価のもとに交渉した結果、その土地の単価が決まったというような形でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の御説明だと、山口大島農業協同組合のほうから提案があって、それを受けてというような御説明でしたけど、それは町がその提案に協力するというスタンスなのか、これだけの用地が町として必要だから買うのか、その辺の意思というんですかね、その辺

をもう少し、何か買いませんかと言われて買いますというふうに聞こえたんですが、そうであつてはならない。

これだけの5,700万円という公金を使うのですから、あくまでも駐車場として重要というか、町として必要だから購入するんだという理由が必要だと思います。もう一回、その辺を御答弁いただければと思います。

それと、ちょっと気になるのが、これは昨年の3月には、もう購入するということが検討されていたということだと思いますが、登記簿を見ると、平成30年の9月7日に山口県から、この1642の34雑種地とありますが、この長細い中央の土地は、これはもともと山口県の土地だった。堤ですけどね、堤体なんですけど。そこを山口県から購入して、今回一体的に購入するということになっていますが、30年の9月7日ということは、もう町がここを購入するということが決まっていたというか、その検討を始めていた時期なんですね。そうであれば、例えばこの1642の34という、ほかにも山口県の土地があつたんですが、ここだけを見ると、非常にこの中央に帯のような長細い土地だと。こういう土地は、一般的な整形の土地よりは、かなり安く売買されるというのが常識ですし、県もそのように、一般論としてはそう言っておられます。

であれば、この9月に山口大島農協が県から買い上げる前に、町が3月以降、早い時点で町が県と話をして、ここを県から直接、町が買い取っていけば、この1万1,200円という宅地全体の単価で、少なくともこの1642の34については購入しなくても済んだのではないかと思いますけど、その辺の経緯を、どうであったのか御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この西方の選果場の用地は、既にもう選果場の機能は休止されておまして、集荷場のみの利用がJAでされておつたということでございまして、町にとりましては、陸上競技場、そして総合体育館、さらには道の駅、そしてその周辺のいろいろなイベントのことを考えますと、ぜひともこの土地を取得をしたいという希望を以前から持っておりました。

JAの前の吉村組合長の時代から、もしあそこを競売にでもかけるといふことになれば町も参加をしたいということも申し上げておりました。

そのうちJAは、今年の4月から、もう既にJA山口県になるわけでございまして、合併の話がどんどん進みまして、そして、前の吉村組合長さんのほうからも、早くしないと、これは県の農協の財産になってしまうと、なかなかまた話が困難になるのではないかというようなお話もありました。

しかしながら、私たちは、この選果場は建物が建つたままで購入するというのは、なかなか難しいし、また、私たちは建物自体は全く不要なわけですし、もともと競技場の周辺の駐車場不足を解消したいという意味でありましたので、建物を解体して、駐車場としてすぐ使えるような状

態になってから購入したいという希望を申し上げておりました。

そして、JAから打診があったという話がさっきありましたが、実はJA山口大島は、たくさんあちこちの不要不急の財産を、遊休財産を今処分をいたしております。その中で、町のほうとして活用するところがあれば、先に言っていたいただければ、それは町のほうと先に交渉をさせていただきますという話もいただいておりますので、そういうことからして、私たちは希望とすれば、集荷場の建物を解体していただいて更地にさせていただき、なおかつクラッシャーランを敷いて、駐車場としてすぐ使えるという状況にさせていただくのが条件ですというふうなことは、当初から申し上げておりました。

そして、5,000平米にも及ぶ大きな土地でございますし、また、価格につきましても5,000万円を超えるというような大きな価格でございますので、当然のことながら、組合長と私がただ交渉しただけでは、なかなか難しいということもありますし、公平な価格をきちんと出さなければならないということからして、JAのほうも当然ながら理事会や組合員の皆様方に説明する必要があるということからして、不動産鑑定をかけるということで、その話をいただきました。

しかしながら、実はこの不動産鑑定をかけるときに、私どもも土地の地籍は調べておりましたが、中に県有地が、雑種地とか、または堤とかいうようなものがありまして、当然、これを県のほうからJAが払い下げを受けて一つの土地にしなければ、不動産鑑定自体がかけられない、まあ、かけられないことはないんですが、今JAのある土地だけで、まずその不動産鑑定をかけて、あとは細切れになっているわけです。ですから、一体的な不動産鑑定はかけられないということで、JAが急遽、県のほうに払い下げ申請をされて、県のほうから払い下げを受けたという経緯がございます。

今、議員さんが、町が先に受ければよかったのではないかとということでございますが、こういう土地は、県はその隣接地に払い下げるとというのが、まず第一でございますので、全くこれを、JAとは関係ない第三者が、この帯のようなところを取得してしまうと、JA自体はもう全く使いものにならないということになりますので、県のほうは、隣接する土地の方に払い下げをするというようなこともあると思います。そういうことからして、最近になって県のほうから払い下げを受けられたということでございます。

そして、単価のことでございますが、単価は、全部で不動産鑑定をかけております。不動産鑑定をかけておいて、その単価は平米1万1,200円であったというふうに不動産鑑定評価もいただいております。

しかしながら、県から払い下げを受けた価格は、平米1万1,200円で払い下げを受けておられないというふうに私は思っております、それで組合のほうには、県のほうから、実はJAさ

んのほうは相当格安で譲り受けておるのではないですかということ交渉したわけでございまして、そうしますと、当然ながら1万1,200円ではなかったということでございまして、その単価は、489.05平米ほど県から払い下げを受けておるわけでございますが、それは価格にすると183万円であったということでございましたんで、それを割り戻して単価を出すと、約3,700円ぐらいになったわけですね、平米当たりが。ですから、それは、じゃあその価格で私たちにもぜひ取得させてほしいということをお願いをして、その話がついたわけでございまして、もともとのJAが持っておった4,968平米については、不動産鑑定価格の平米1万1,200円で出した価格5,560万円と、県から払い下げを受けた183万円と合わせて、今回の5,748万3,000円という価格に設定されたということでございますので、これはJAのほうとしても、県から払い下げを受けた価格を不動産鑑定の価格で私たちのほうに売ったというわけじゃなくて、正当な価格であるというふうに私たちも思っておるところでございます。

それと、これは以前から、あそこでいろんなイベントを最近よくやりますが、東和中学校のグラウンドと、そして東和のグラウンドしか駐車場がないわけですし、非常に困難をしておりますが、ここが駐車場となれば、非常に大きなイベント等に活用できるものだと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 詳しい御説明、ありがとうございます。今の御説明によると、もともと、だから9月7日の所有権移転前の山口大島農協の土地の部分と、9月7日、山口県から払い下げを受けた部分は単価が違うということよろしいのか。

それと、今、県は隣接地じゃないと払い下げをしないよということだったんですが、だったら町が先に山口大島農協から買い取ったあとで、県から町が払い下げを受けたらよかったんじゃないかな。単価が違うというのであれば、それも意味のないことではありますが、もし単価が、この5,457平米に1万1,200円という単価が適用されているのであれば、ちょっとそこは方法として問題というか、ちょっと整合性がとれんのかなと思いますけど、その辺、もう一度補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 県は、隣接地に優先的に払い下げをすると言うんだろうと思います。ですから、この土地を全くJAでない第三者がこの土地を県から譲り受けて、ここを取得してしまうと、JAの土地というのは非常にいびつな形になってから活用できないんじゃないかと思えます。ですから、当然のことながら、県のほうも隣接であるJAに払い下げをするということになったと思います。ですから、ここを町が先に取得するということは、もともと考えてなかったということでございます。

それで、不動産鑑定士が出した価格は平米1万1,200円でしたから、JAが県から払い下げを受けた489平米を除いた部分、4,968平米、これに1万1,200円を掛けた5,560万円が、これが不動産鑑定が出した平米1万1,200円の総額でございます。

そして、県から払い下げを受けた489平米は、平米3,750円で183万3,000円、これを両方足したものが5,748万3,000円、今回議案として出している価格でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第32、議案第37号動産の買入れ（平成30年度道の駅サザンセットとうわ販売所用厨房機器）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この契約金額の予定価格の決定方法を、見積業者であれば、その見積業者の数とか、どういった業者から見積もりをとっているのか、それから見積価格が複数の場合は、幾らと幾らで見積もりがあって、この予定価格になっていますよというところを御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 見積業者、数としては、一応1社からとっております。厨房機器メーカー取扱業者です。

あと見積金額につきましては、1,020万6,000円ということになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その見積業者というのは、今回のこの指名業者には含まれていないということによろしいのか。

それと、1社ということなんですけど、この資料のほうの内訳書には、自動殺菌ソフトサーバーとか一槽シンクとかありますけど、こういったものは、いろんなメーカーが機械をつくって設備を製造していますので、例えば製造メーカーから見積もりをとったのであれば、1社ではなくて、普通複数から、最低でも2社以上から見積もりをとってみるのではないかなと思いますが、それが1社で見積もり、この予定価格を決めたという理由を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 見積業者と、まず入札業者でございますが、これは業者は重複しておりません。

次に、何で1社かということなんですけど、見積もりをとった業者が厨房機器メーカーであるということと、同等品でも見積もりはオーケーですよということなんですけど、通常、カタログによく、今ごろ価格が載っていないのもございます。何て言うっちゃったですかね。（発言する者あ

り) オープン価格とか、そういうのもいろいろある関係で、取りあえずは1社ということで実施しております。

○議長(荒川 政義君) 田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) いや、オープン価格でも、見積書をとったこの業者は、ちゃんとこの金額を提示してきているわけですから、ほかの業者も同様の、例えば標準品で同等品で見積もりを出してくださいと言えば、見積もりは出てくるはずなんです、そこをなぜこの1社だけにしたのかというところを、もう一回御答弁をお願いします。

○議長(荒川 政義君) 林産業建設部長。

○産業建設部長(林 輝昭君) 1社という理由としては、近くにそういう取扱業者がなかったというのが一つの大きな理由だというふうに思っております。

○議長(荒川 政義君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決を行います。議案第36号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号不動産の買入れ(周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館駐車場用地)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第37号動産の買入れ(平成30年度道の駅サザンセトとうわ販売所用厨房機器)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(荒川 政義君) 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、明日3月6日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時59分散会
